

多面的機能支払交付金の 活動実務必携

- ・ 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)
- ・ 多面的機能支払交付金のあらまし
- ・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)
- ・ 円滑な組織運営のためのポイント
- ・ 農地維持支払・資源向上支払(共同・長寿命化)の実施について
- ・ 安全管理の徹底について

令和8年2月

秋田県農林水産部農山村振興課
秋田県多面的機能支援協議会

【 目 次 】

秋田県 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）	
1. 取組の推進に関する基本的考え方	P 1
2. 農地維持支払交付金に関する事項	P 1
3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項	P 3
4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項	P 6
5. 広域協定の規模	P 8
6. 地域の推進体制	P 9
関係団体の役割分担表	P 12
実施体制図	P 12
（別紙1）要約版 地域活動方針及び同指針に基づく要件（農地維持活動）	P 13
（別紙2）要約版 地域活動方針及び同指針に基づく要件（資源向上（共同活動））	P 16
（別紙3）要約版 地域活動方針及び同指針に基づく要件（資源向上（長寿命化））	P 25
多面的機能支払交付金のあらまし	P 27
「みどりチェック」に取り組みましょう！！	P 50
円滑な組織運営のためのポイント	P 55
農地維持支払・資源向上支払（共同・長寿命化）の実施について	
1. 組織の設立～市町村の認定を受けるまでの流れ（概要）	P 64
2. 認定を受けてからの活動の流れ（概要）	P 64
3. 多面的機能支払の活動に当たっての注意事項等	P 65
安全管理の徹底について	
1. 多面的機能支払に係る安全管理の再徹底について	P 76
2. 共同活動の安全のしおり	P 79
3. 農作業中の熱中症を予防しましょう！！	P 85
4. 事故報告書様式	P 87
5. 多面的機能支払交付金 令和6年度秋田県内の事故発生状況について	P 89

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

秋田県では、「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例（平成15年3月施行）」において、水源のかん養、自然環境の保全、良好な農山漁村の景観の形成、地域文化の伝承等農林水産業及び農山漁村の有する農林水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能について、地域の特性に応じ、将来にわたって適切かつ十分に発揮されることを基本理念としている。しかしながら、深刻化する担い手・労働力不足を背景に、適正な管理が行われないことによる農地や森林の荒廃が懸念されており、農山漁村の持つ多面的機能の発揮が難しくなっている。

このようなことから、本県では農地・農業用施設の地域資源の保全活動を行う多面的機能支払交付金を活用し、農業者をはじめ、関係団体、行政、地域住民がそれぞれの役割分担と相互連携・協働の下に本事業の推進を図ることとする。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

- a. 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。
- c. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	101. 融雪排水促進のための溝きり 102. 融雪剤の散布 103. 野ソ駆除 104. 大雪被害による樹園地等の除排雪作業
活動内容	101. 水田からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎を

	<p>行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制して形状確保を行うこと。</p> <p>102. ほ場等での急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状確保するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪剤の散布を行うこと。</p> <p>103. 野ネズミによって発生する畦畔等の穴を防止するために、野ネズミを駆除し畦畔等の適切な維持管理を図ること。</p> <p>104. 樹園地等での大雪による農業用ハウス等の施設の倒壊を防止するために、積雪時に除排雪作業を行うこと。</p>
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づく要件（別紙1）

秋田県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

秋田県の農地維持支払交付金の交付単価については②のとおりとし、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6の2により、国が定める基本単価と同額とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
新規、継続地区	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの他、下記に示す農用地を対象とする。

① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地

② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための活動を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

- (4) その他必要な事項
なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

- a. 機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。
- c. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 農村環境保全活動

テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を毎年度1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

任意で活動項目を定めた上で、毎年度実施する。

なお、広報活動・農村関係人口の拡大については、対象農用地に中山間農業地域または山間農業地域と8法(特農、山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原)地域が含まれる場合、実施を任意とする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	105. 暗渠施設の補修 106. 田面排水柵の補修及び設置等
活動内容	105. 水田からの漏水防止を図るため、暗渠施設の補修を行うこと。 106. 田面排水柵の補修及び設置等を行い、排水路溝畔の崩壊防止、農用地法面の補強等を行うこと。
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

なし

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

秋田県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画書の策定について

水田の雨水貯留機能強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合、要領第2の6の（1）に基づき県知事と協議の上、市町村は水田貯留機能計画書の策定を行う。

（2）交付単価

① 基本的考え方

秋田県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価は②のとおりとし、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（共同活動又は資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した地区）と新規地区（旧農地・水保全管理支払交付金において平成24年度以降に採択された地区を含む）で交付単価を設定する。また、新規地区、継続地区に関わらず要件を満たした場合は、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下、加算単価という）を設定する。単価の設定に当たっては、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2により、国が定める基本単価、加算単価と同額とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
新規地区	田	2,400 円	1,200 円
	畑	1,440 円	720 円
継続地区	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円

※多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

③ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の加算単価

ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に活動項目数を1以上追加する場合、又は、新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く）に取り組んでいない活動組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動に2活動項目以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「増進に向けた支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、次のa又はbのいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り加算できる交付単価（以下「農村協働力支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

a. 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

- b. 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

ウ. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次のa又はbのいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価（以下「田んぼダム推進支援」という）は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

- a. 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- b. 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
新規地区			
ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援 <small>〈R6年度から廃止〉</small>	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
ウ. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	田	400 円	200 円
継続地区			
ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援 <small>〈R6年度から廃止〉</small>	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
ウ. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	田	300 円	150 円

エ. 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、aからeまでのいずれかに該当する環境負荷低減の取組ごとに2年目意向の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積を上回る場合、取組面積に応じて加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

なお、環境負荷低減の取組については、要綱基本方針別紙2第2の5の要件を満たすものとする。

- a. 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取

- 組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組
- b. 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
 - c. 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
 - d. 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
 - e. 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

適用	環境負荷低減の取組の10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
長期中干し	800 円	400 円
冬期湛水	4,000 円	2,000 円
夏期湛水	8,000 円	4,000 円
中干し延期	3,000 円	1,500 円
江の設置等（作溝実施）	4,000 円	2,000 円
江の設置等（作溝未実施）	3,000 円	1,500 円

※長期中干しについては、カドミウム含有米生産防止対策実施要領に基づく生産防止計画対象地区では、長期中干しの対象をカドミウム低吸収性品種のみとする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものの他、下記に示す農用地を対象とする。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための活動を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（4）その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

（1）地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的な考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修または更新を対象活動とする。

また、工事1件当たりの費用は、原則として200万円未満とする。

工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合は、長寿命化整備計画を策定し、秋田県との協議を経た上で、市町村が認定を行う。

- ② 地域の状況に応じて追加する農用地に係る施設や対象活動
なし

③ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

秋田県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

対象農用地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものの他、下記に示す農用地を対象とする。

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための活動を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) 交付単価及び交付上限額

① 基本的考え方

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価は②のとおりとし、交付単価に対象農用地面積を乗じて得た金額の合計を交付上限額とする。

ただし、活動組織（広域活動組織を除く）において、算定した交付上限額が200万円より大きくなる場合は、200万円を交付上限額とする。

なお、新たに広域活動組織となる範囲（別紙4）については、その活動期間内に限り田4,400円/10a、畑2,000円/10aの交付単価（以下、「活動組織の交付単価」とする）を用いて交付上限額を算定することができる。

② 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の10アール当たりの交付単価 ※1	左記のうち国の助成
活動組織 ※2	田	4,400 円	2,200 円
	畑	2,000 円	1,000 円
広域活動組織	田・畑	1,000 円	500 円

※1 「活動組織」において、直営施工に取り組まない場合には、上記交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

※2 新たに広域活動組織の設立や既存広域活動組織の面積拡大等を行った場合（別紙4）、その活動期間内に限り上記単価の「活動組織」の交付単価を用いることができる。なお、この場合においても、直営施工に取り組まない場合には、上記交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(4) 長寿命化整備計画の策定

維持管理上、緊急性が求められると判断される場合など、やむを得ない事情により工事1件当たり200万円以上の工事を実施する必要がある場合、活動組織及び広域活動組織は、秋田県との協議を経た上で長寿命化整備計画を策定し、市町村へ提出のうえ、市町村が認定するものとする。

(5) 技術的指導

秋田県は、長寿命化整備計画書の策定時に、活動組織及び広域活動組織に対し、以下の①から④について、機能診断結果を踏まえた工法の選定の適否等の助言（技術的指導）を行う。

① 現場条件

現場条件に適した工法となっているか。

② 設計条件

断面・構造（水利・構造計算等）の検討がなされているか。

③ 経済性

総合的経済比較か。（維持管理費等も考慮されているか）

④ 盛土・切土等の施工

（4）の場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

秋田県は、工事完了時に長寿命化整備計画書に基づいて適正な施工となっているか完成確認を行う。

技術的指導における関係団体の役割について、技術的指導を行う上での最終確認者を秋田県とする。

しかしながら、活動組織及び広域活動組織が実施する施設の長寿命化のための活動に即応した効果的な指導を可能とするため、初動的な指導は、市町村が実施するものとする。その際、秋田県と市町村は、指導内容を確認し合い、必要に応じて、推進組織の助言を得ながら、技術的指導を行うものとする。

(6) その他必要な事項

対象地域は、今後5年以内に「ほ場整備関連事業等（施設の補修・更新を伴う）」が予定されていない地域とする。

5. 広域協定の規模

(1) 広域活動組織の規模

広域活動組織の規模は、事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ヘクタール以上を有するものとする。

(2) 広域化・体制強化に対する支援

① 広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下、「活動支援班」という。）を設置する場合に、その年度に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

適用	1 組織当たりの交付額	左記のうち国の助成
広域活動組織の設立かつ活動支援班の設置	40 万円	20 万円

② 組織の広域化・体制強化に対する支援を令和5年度に受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できる額は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

適用	1 組織当たりの交付額 (年/組織)	左記のうち国の助成 (年/組織)
200ha 以上 1,000ha 未満又は 特定非営利活動法人	8 万円	4 万円
1,000ha 以上	16 万円	8 万円

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本対策を効果的に推進するためには、秋田県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であり、地域毎の多様な特性を踏まえ、秋田県、市町村、農業者団体等から構成する推進組織を設置し、地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 秋田県

ア. 法基本方針の策定

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、法という。）」に基づく法基本方針を策定する。

イ. 第三者機関の設置、運営

本交付金の実行状況の点検、活動の評価等を行うため、第三者委員会を設置、運営する。

ウ. 要綱基本方針の策定

多面的機能支払交付金の実施に関する要綱基本方針を策定する。

エ. 推進・指導

- a. 対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知徹底を図る。
- b. 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- c. 多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため地域の実情に応じた「手引き」を作成し、本交付金による活動の意義等について普及啓発に努める。
- d. 対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化等に対して支援を行う。
- e. 事務や活動の担い手不足等を理由に、活動の継続が困難となっている活動組織に対し、近隣組織との合併等による広域化の推進や、土地改良区等への事務委託の推進等、活動組織の事務や活動の負担軽減のための支援を行う。

オ. 交付・申請事務

市町村長から提出された申請書等の審査を行い、市町村長に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

カ. その他推進事業の実施に必要な事項

県、市町村の担当者を対象とした担当者会議や対象組織の代表者等を対象としたフォーラム等の開催を通じて啓発普及に努める。

② 市町村

ア. 法に基づく促進計画の策定

法に基づく促進計画を策定する。

イ. 事業計画の認定

対象組織の作成する事業計画を審査し、事業計画を認定する。また、審査を行うにあたり、対象組織に対し指導を行う。

ウ. 広域協定の認定

広域活動組織の作成する協定を審査し、広域協定を認定する。また、審査を行うにあたり、広域活動組織に対し指導を行う。

エ. 確認事務

毎年度、多面的機能支払交付金の交付対象となる対象組織の活動の実施状況を確認し、県知事に報告する。

オ. 推進・指導

- a. 対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知徹底を図る。
- b. 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- c. 対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化等に対して支援を行う。
- d. 事務や活動の担い手不足等を理由に、活動の継続が困難となっている活動組織に対し、近隣組織との合併等による広域化の推進や、土地改良区等への事務委託の推進等、活動組織の事務や活動の負担軽減のための支援を行う。

カ. 交付・申請事務

対象組織から提出された申請書等の審査を行い、対象組織の代表者に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

キ. その他推進事業の実施に必要な事項

対象組織の代表者等を対象としたフォーラム等の開催を通じて啓発普及に努める。

③ 推進組織

ア. 事業計画の審査、指導

対象組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うにあたり、対象組織に対し指導を行う。

イ. 広域協定の審査、指導

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うにあたり、広域活動組織に対し指導を行う。

ウ. 確認事務

市町村と連携し、多面的機能支払交付金の交付対象となる対象組織の活動の実施状況を確認する。

エ. 推進・指導

- a. 対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、多面的機能支払交付金の実施に必要な事項について周知徹底を図る。
- b. 対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- c. 多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため地域の実情に応じた「手引き」を作成し、本交付金による活動の意義等について普及啓発に努める。

- d. 対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化等に対して支援を行う。
- e. 事務や活動の担い手不足等を理由に、活動の継続が困難となっている活動組織に対し、近隣組織との合併等による広域化の推進や、土地改良区等への事務委託の推進等、活動組織の事務や活動の負担軽減のための支援を行う。

オ. 交付・申請事務

- a. 対象組織から提出された申請書等の審査を行う。
- b. 市町村長から県知事に提出された申請書等の審査を行う。

カ. その他推進事業の実施に必要な事項

県、市町村の担当者を対象とした担当者会議や対象組織の代表者等を対象としたフォーラム等の開催を通じて啓発普及に努める。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び推進組織への推進交付金については、国から秋田県に交付を受けた額のうち、各実施主体の推進事業の実施に必要な経費を秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱に従い、秋田県から各実施主体に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし

附則

本文：この要綱基本方針は、令和7年6月27日から施行する。

新旧対照表：この要綱基本方針は、令和7年6月27日から施行する。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

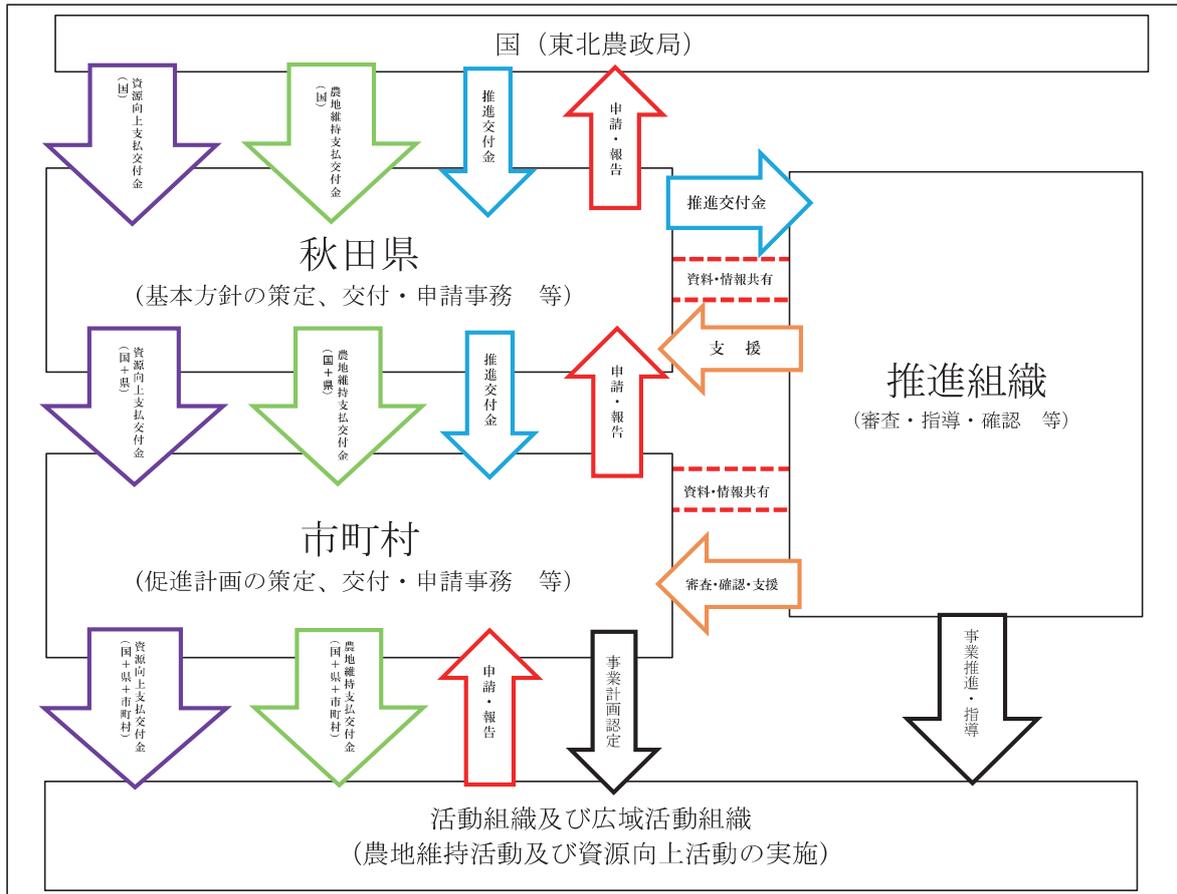
<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	秋田県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
(3) 長寿命化整備計画の協議		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○		○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○	○	
(2) 通知・交付	○	○		
10. フォーラム等の開催を通じた普及啓発	○	○	○	

<参考2>

実施体制図



秋田県 地域活動指針及び同指針に基づく要件

【農地維持支払】

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針		取組の説明	
活動項目・取組			
点検・計画策定	1 点検	<p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保安全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき必要となる取組を実施する。</p> <p>活動要件： 地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施し、その状況を記録する。</p> <p>【農用地】</p> <p>□遊休農地等の発生状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握しその状況を記録すること。 <p>【水路（開水路、パイプライン）】</p> <p>□施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握しその状況を記録すること。 <p>【農道】</p> <p>□施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 <p>【ため池（管理道路含む）】</p> <p>□施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認しその状況を記録すること。 ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行わないその状況を記録すること。 	
	計画策定	2 年度活動計画の策定	<p>活動要件： 点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	<p>活動要件： 事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。 	
実践活動	活動要件	<p>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保安全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき必要となる取組を実施する。</p>	
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保安全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<p>□畦畔・農用地法面等の草刈り</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 <p>□防風林の枝払い・下草の草刈り</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	<p>□鳥獣害防護柵の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。 <p>□防風ネットの適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
		101 融雪排水促進のための溝きり	<ul style="list-style-type: none"> 水田からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破碎を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制して形状確保を行うこと。
		102 融雪剤の散布	<ul style="list-style-type: none"> ほ場等での急激な融雪による法面等の浸食を抑制して形状確保するために、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪剤の散布を行うこと。
		103 野ソ駆除	<ul style="list-style-type: none"> 野ネズミによって発生する畦畔等の穴を防止するために、野ネズミを駆除し畦畔等の適切な維持管理を図ること。

	104 大雪被害による樹園地等の除排雪作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹園地等での大雪による農業用ハウス等の施設の倒壊を防止するために、積雪時に除排雪作業を行うこと。
水路 (開水路・パイプライン)	7 水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <ul style="list-style-type: none"> ・ 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	8 水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	9 水路付帯施設の保守管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
農道	10 農道の草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	11 農道側溝の泥上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	12 路面の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。
ため池	13 ため池の草刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	14 ため池の泥上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合には、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
	15 ため池付帯施設の保守管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・防塵 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修(草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等)し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

共通	16 異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り ・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地(畦畔、排水口、法面等)、水路、地上部のパイプライン附帯施設(ポンプ場、調整施設等)、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。 <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置 ・ 異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
----	-------------	---

2 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

(要領 別記1-4)

〈構造変化に対応した保安全管理の目標〉

【中心経営体型】	
<input type="checkbox"/>	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保安全管理を図る。 [「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当]
【集落ぐるみ型】	
<input type="checkbox"/>	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保安全管理を図る。 [多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当]
【地域外経営体連携型】	
<input type="checkbox"/>	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保安全管理を図る。 [地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当]
【集落間・広域連携型】	
<input type="checkbox"/>	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保安全管理を図る。 [活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当]
【多様な参画・連携型】	
<input type="checkbox"/>	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保安全管理を図る。 [資源向上支払で多様な主体の参画による保安全管理を進める地域や、NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当]
【その他】	
<input type="checkbox"/>	その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)

〈地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容〉

<input type="checkbox"/>	農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
<input type="checkbox"/>	高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
<input type="checkbox"/>	不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
<input type="checkbox"/>	農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保安全管理
<input type="checkbox"/>	その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

〈取組方向〉

<input type="checkbox"/>	担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
<input type="checkbox"/>	入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
<input type="checkbox"/>	地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
<input type="checkbox"/>	地域住民、新規・定年就農者等、新たな保安全管理の担い手の確保
<input type="checkbox"/>	不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
<input type="checkbox"/>	隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
<input type="checkbox"/>	その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

〈推進活動〉

構造変化に対応した保安全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

活動項目	取組	活動要件
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動	17 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)	

秋田県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件**1 施設の軽微な補修**

活動項目・取組		取組の説明
機能診断・計画策定	機能診断 活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
	24 農用地の機能診断	【農用地】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
	25 水路の機能診断	【水路（開水路、パイプライン）】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所等の把握等）を行うこと。 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所等の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
	26 農道の機能診断	【農道】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所等の把握等）を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
	27 ため池の機能診断	【ため池（管理道路含む）】 <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所等の把握等）を行うこと。 <input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理 ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
計画策定	28 年度活動計画の策定	活動要件： 機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。 ・ 機能診断結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	活動要件： 機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。 <input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 ・ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 ・ 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修 ・ 対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
実践活動	活動要件	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	農用地 30 農用地の軽微な補修等	<input checked="" type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等 <input type="checkbox"/> 畦畔の再構築 ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <p>②施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暗渠施設の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 農用地の除れき <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。 <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修・設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。 <input type="checkbox"/> 防風ネットの補修・設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。
	105 暗渠施設の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田からの漏水防止を図るため、暗渠施設の補修を行うこと。
	106 田面排水柵の補修及び設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田面排水柵の補修及び設置等を行い、排水路溝畔の崩壊防止、農用地法面の補強等を行うこと。
水路 (開水路・パイプライン)	31 水路の軽微な補修等	<p>①水路</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 目地詰め <ul style="list-style-type: none"> ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 側壁の裏込材の充填、水路溝畔の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路溝畔を補強する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。 なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> パイプラインの破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> パイプ内の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプライン及び排泥工等の附属施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。 <p>②付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

		<input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 ・ 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保安全管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等 ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。
農道	32 農道の軽微な補修等	①農道 <input type="checkbox"/> 路肩、法面の初期補修 ・ 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修 ・ 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 ②附帯施設 <input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め ・ U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応 ・ 側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 側溝の裏込材の充填 ・ 側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。
ため池	33 ため池の軽微な補修等	①堤体 <input type="checkbox"/> 遮水シートの補修 ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応 ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 堤体侵食の早期補修 ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策 ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 ②附帯施設 <input type="checkbox"/> 破損施設の補修 ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等 ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

活動項目・取組		取組の説明
テーマ	取組	
計画策定	活動要件: 選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定する。 生態系保全 34 生物多様性保全計画の策定	・ 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。 <input type="checkbox"/> 農地の保全に係る計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画・生活環境保全計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下かん養活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。 <input type="checkbox"/> 地下水かん養に係る地域計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。
	資源循環	38 資源循環計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。
実践活動	生態系保全	活動要件	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		39 生物の生息状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。
		40 外来種の駆除	<ul style="list-style-type: none"> 地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。
		41 その他（生態系保全）	<input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 <ul style="list-style-type: none"> 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 在来生物の育成 <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽するなど、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植

		<p>物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。 <p><input type="checkbox"/>希少種の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。
水質保全	活動要件	<p>選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
	42 水質モニタリングの実施・記録管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。
	43 畑からの土砂流出対策	<p><input type="checkbox"/>排水路沿いの林地帯等の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>沈砂池の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。
	44 その他（水質保全）	<p><input type="checkbox"/>水質保全を考慮した施設の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>水田からの排水（濁水）管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。 <p><input type="checkbox"/>循環かんがいの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。 <p><input type="checkbox"/>非かんがい期における通水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。 <p><input type="checkbox"/>管理作業の省力化による水資源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。
景観形成・生活環境保全	活動要件	<p>選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
	45 植栽等の景観形成活動	<p><input type="checkbox"/>景観形成のための施設への植栽等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や

		<p>景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 ・ 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。 <p>□農用地等を活用した景観形成活動</p> <p>【農用地等を活用した景観形成活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 <p>【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 ・ 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。 ・ 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 ・ 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。
	47 その他（景観形成・生活環境保全）	<p>□農業用水の地域用水としての利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。 <p>□伝統的施設や農法の保全・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。 <p>□農用地からの風塵の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
水田貯留機能増進・地下水かん養	活動要件	<p>選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。</p>
	48 水田の貯留機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 ・ 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 ・ 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプ

		の稼働を行うこと。
	49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全	<input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <ul style="list-style-type: none"> 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全 <ul style="list-style-type: none"> 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。
資源循環	活動要件	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
	50 地域資源の活用・資源循環活動	【有機性物質のたい肥化】 <ul style="list-style-type: none"> 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】 <ul style="list-style-type: none"> 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 【農業用水の反復利用】 <ul style="list-style-type: none"> 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 【小水力発電施設の適正管理】 <ul style="list-style-type: none"> 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。
啓発・普及	活動要件	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。
	51 啓発・普及活動	①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容 <input type="checkbox"/> 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。 <input type="checkbox"/> 啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。 ②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容 <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動 <ul style="list-style-type: none"> 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。 <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、

		<p>地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。 <p>③地域内の規制等の取り決めに関する取組内容</p> <p><input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。
--	--	---

3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	取組の説明
多面的機能の増進を図る活動	活動要件	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	52 遊休農地の有効活用	・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。
	53 農地周りの環境改善活動の強化	・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
	54 地域住民による直営施工	・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。
	55 防災・減災力の強化	・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。
	57 医療・福祉との連携	・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
	58-2 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施	・ 広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	・ 次に定める環境負荷低減の取組への対象活動を行うこと。 （1）長期中干し （2）冬期湛水 （3）夏期湛水 （4）中干し延期 （4）江の設置等
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	・ 都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	【必須要件】 H29以降の新規、終了に伴う再認定地区。ただし、中山間農業地域及び山間農業地域と8法（特農、山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原）地域は、任意とする。 ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

4 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

活動要件	<p>3における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。</p>
高度な保全活動	<p>(1) 農業用水の保全</p> <p>ア 循環かんがいによる水質保全</p> <p><input type="checkbox"/> 循環かんがい施設の保全等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び

循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

水路への木炭等の設置

・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

冬期湛水等のためのポンプ設置

・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

末端ゲート・バルブの自動化等

・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

給水栓・取水口の自動化等

・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

グリーンベルト等の設置

・ 農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

防風林の設置

・ 活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

水田魚道の設置

・ 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

水路魚道の設置

・ 地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

生息環境向上施設の設置

・ 地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

生物の移動経路の確保

・ 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

水環境回復のための節水かんがいの導入

・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

カバープランツ（地被植物）の設置

・ 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

法面への小段（犬走り）の設置

・ 管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

(4) 専門家の指導

専門家による技術的指導の実施

・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

秋田県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 実践活動

活動項目		取組の説明
施設区分・取組		
実践活動	活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、都道府県知事が策定する基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
	水路（開水路・パイプライン）	<p>61 水路の補修</p> <p>① 水路本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>水路の破損部分の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>水路の老朽化部分の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>水路側壁の嵩上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>U字フリューム等既設水路の再布設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。 <p>② 附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>集水桝、分水桝の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集水桝、分水桝の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>ゲート、ポンプの補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>安全施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
		<p>62 水路の更新等</p> <p>① 水路本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>素堀り水路からコンクリート水路への更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>水路の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。 <p>② 附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ゲート、ポンプの更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>安全施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
	農道	<p>63 農道の補修</p> <p>① 農道本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>農道路肩、農道法面の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/>舗装の打換え（一部） <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。 <p>② 附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>農道側溝の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
	<p>64 農道の更新等</p> <p>① 農道本体</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） <ul style="list-style-type: none"> ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。 <p>② 附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>側溝蓋の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輛通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。 	

		<input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新 ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。
ため池	65 ため池の補修	<input type="checkbox"/> 土側溝をコンクリート側溝に更新 ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。 ① ため池本体 <input type="checkbox"/> 洗堀箇所の補修 ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 漏水箇所の補修 ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。 ② 附帯施設 <input type="checkbox"/> 取水施設の補修 ・ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 洪水吐の補修 ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 安全施設の補修 ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
	66 ため池(附帯施設)の更新等	<input type="checkbox"/> ゲート、バルブの更新 ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。 <input type="checkbox"/> 安全施設の設置 ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

令和7年度



高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金のあらし



令和7年4月

農林水産省

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

農業の有する多面的機能



1 多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

- 支援対象
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 (P32) ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (P32)

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

- 支援対象
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・外来種の駆除、ピオトープづくり
 - ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P33) ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修



外来種駆除



生きもの調査

② 農村環境保全活動

③ 多面的機能の増進を図る活動

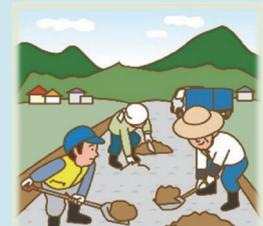
(2) 施設の長寿命化のための活動 (P34) ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



2 支援の対象となる組織

農地維持支払交付金

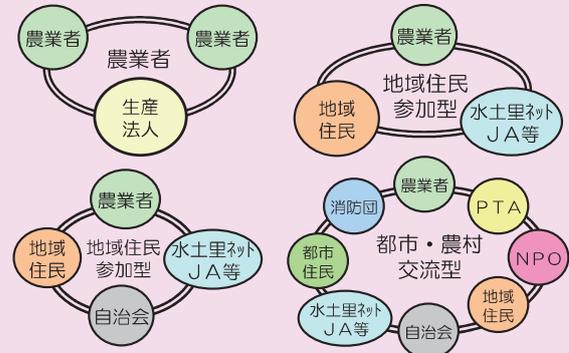
(1) 活動組織

- ・ **農業者のみ**で構成される活動組織
- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

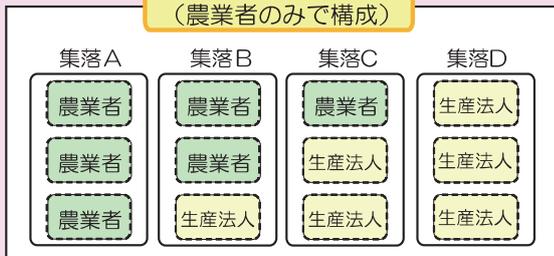
(2) 広域活動組織※

- ・ **農業者のみ**で構成される広域活動組織
- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

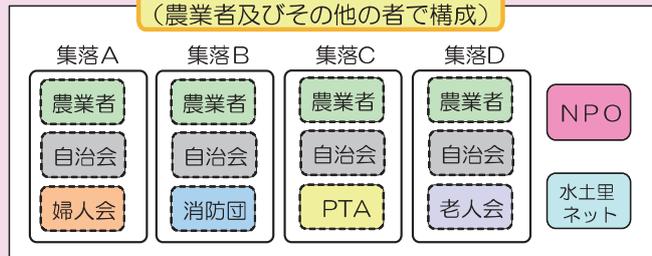
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・ 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織 ※農業者のみで構成される組織は支援の対象外
- ・ 特定事業実施者※ **【R7拡充】**
 ※R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、特定事業実施者として、R7年度からR11年度までに限り、環境負荷低減の取組への支援(P39)のみを実施することが可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- ・ 農地維持支払交付金と同様

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者で構成される、構成員間の協定に基づく組織です。協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) **【R7追加】**

令和7年度から、全ての活動組織等が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

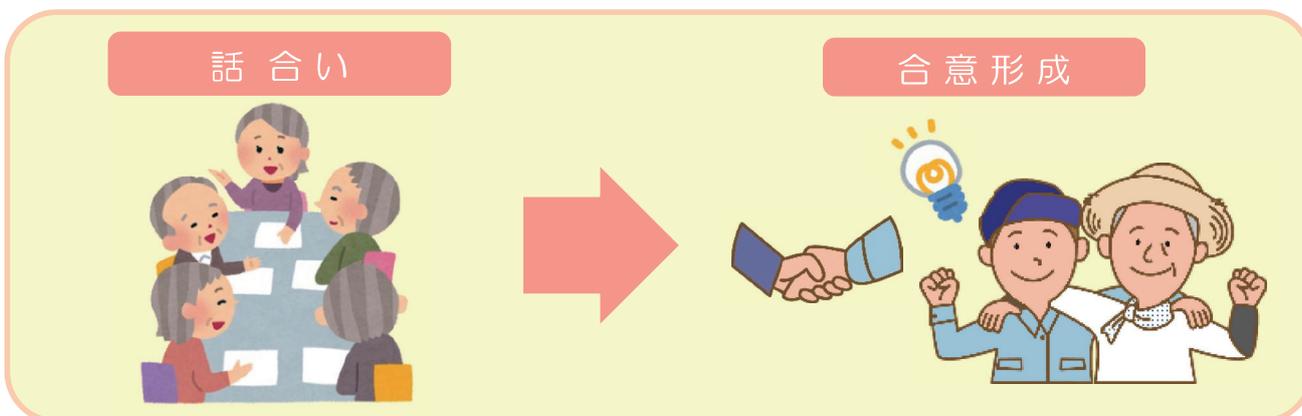
みどりチェックの詳細はパンフレットを御覧ください。👉



活動組織・広域活動組織の合意形成について

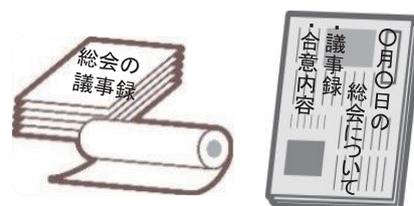
組織の設立時には設立総会を開催し、活動組織又は広域活動組織内で合意形成を図りましょう。

設立総会では、規約(案)や役員(案)、事業計画(案)等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、合意を得ましょう。



毎年、総会等により、以下の事項を議題として審議し、合意形成を行いましょう。

- 活動計画
- 実施状況報告
- 収支決算
- 日当の単価と取扱い
- その他、運営に関する重要な事項



総会等での決定事項は議事録にまとめ、説明資料とともに、書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせしましょう。

※欠席者にも必ずお知らせしましょう。

全員が納得して活動に取り組んでいくため、合意形成した内容を構成員全員に知ってもらうことが大切です!

合意形成 3つのポイント

- 1 活動内容について毎年度話し合う
- 2 話し合いの記録を作る
- 3 決まった内容は書面で全員にお知らせ

3 対象活動

農地維持支払交付金

（１） 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。

（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）※

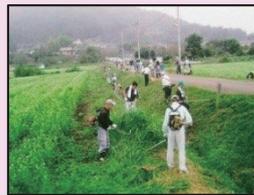


組織運営に関する研修



作業安全に関する研修

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

（２） 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保全管理の**目標**の設定

保全管理の**内容**
や**方向**の設定

推進活動※1
の**実践**

地域資源保全管理
構想※2の**策定**

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策を取りまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。

資源向上支払交付金（共同）

（１）施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>   <p>水路のひび割れ補修 農道の部分補修</p>	<p>研修(例)※</p>  <p>補修等に関する研修</p>
--	--	--	--

※研修は活動期間中に1回以上実施

（２）農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>    <p>水質調査 グリーンベルトの設置 外来種の駆除</p>
--	---	---

（３）多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※1、2します。

<p>a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p>b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p>c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p>d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p>e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	<p>h：広域活動組織における活動支援班※による活動の実施 【R7拡充】 ※活動支援班…広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。</p>
<p>i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7拡充】 長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動 ※取組要件は、P40を参照</p>	
<p>j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</p>	
<p>k：広報活動・農村関係人口の拡大</p>	

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「**工事1件当たりの費用は200万円未満**」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

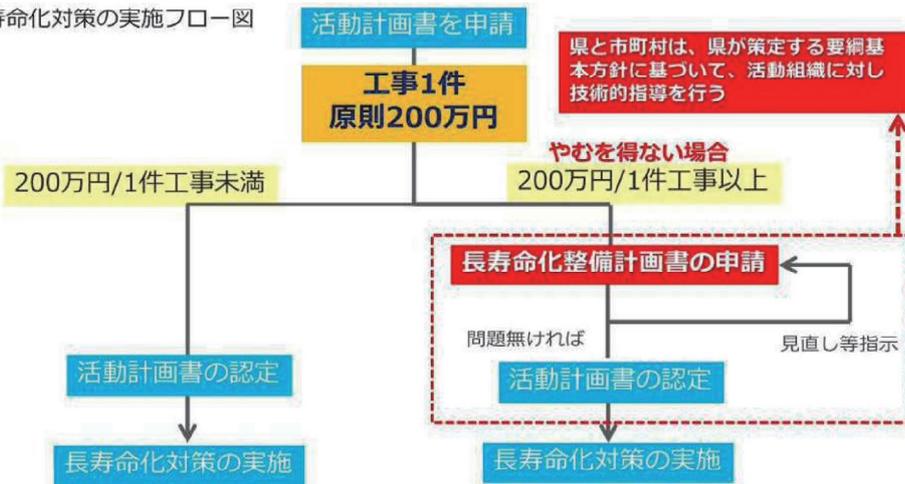
なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図

資源向上支払（長寿命化）について、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から「工事1件当たりの費用は200万円未満」とし、上限額を200万円とする。
 やむを得ない理由で、この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書」を策定し、市町村長に提出し、市町村の審査を受ける必要がある。
 また、市町村の審査の他に、県による技術的指導を受ける必要があり、県により了承を得る必要がある。

■長寿命化対策の実施フロー図



長寿命化整備計画の策定要件（やむを得ない場合）

①現場条件の変更

当初計画では200万円未満で工事を実施したが、現場条件に伴い、変更増で200万円以上になった場合。この場合、維持管理上、緊急性が求められると判断される場合に限る。

4 対象となる農用地

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- (1) 農振農用地区域内の農用地
- (2) 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地*

※ (2)については、以下のア、イ、ウを参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

ア 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

イ 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な安全管理が図られている農用地

ウ 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(2)の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払*7	②資源向上支払 (共同*1,2,3)	①と② に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化*4,5)	①、②及び③ に取り組む場合*6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑*8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②*1,2,3	①+②	③*4,5	①+②+③*6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑*8	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価に5/6を乗じた額が交付単価になります。

※4：本単価は交付上限額になります。

なお、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。【R7改正】

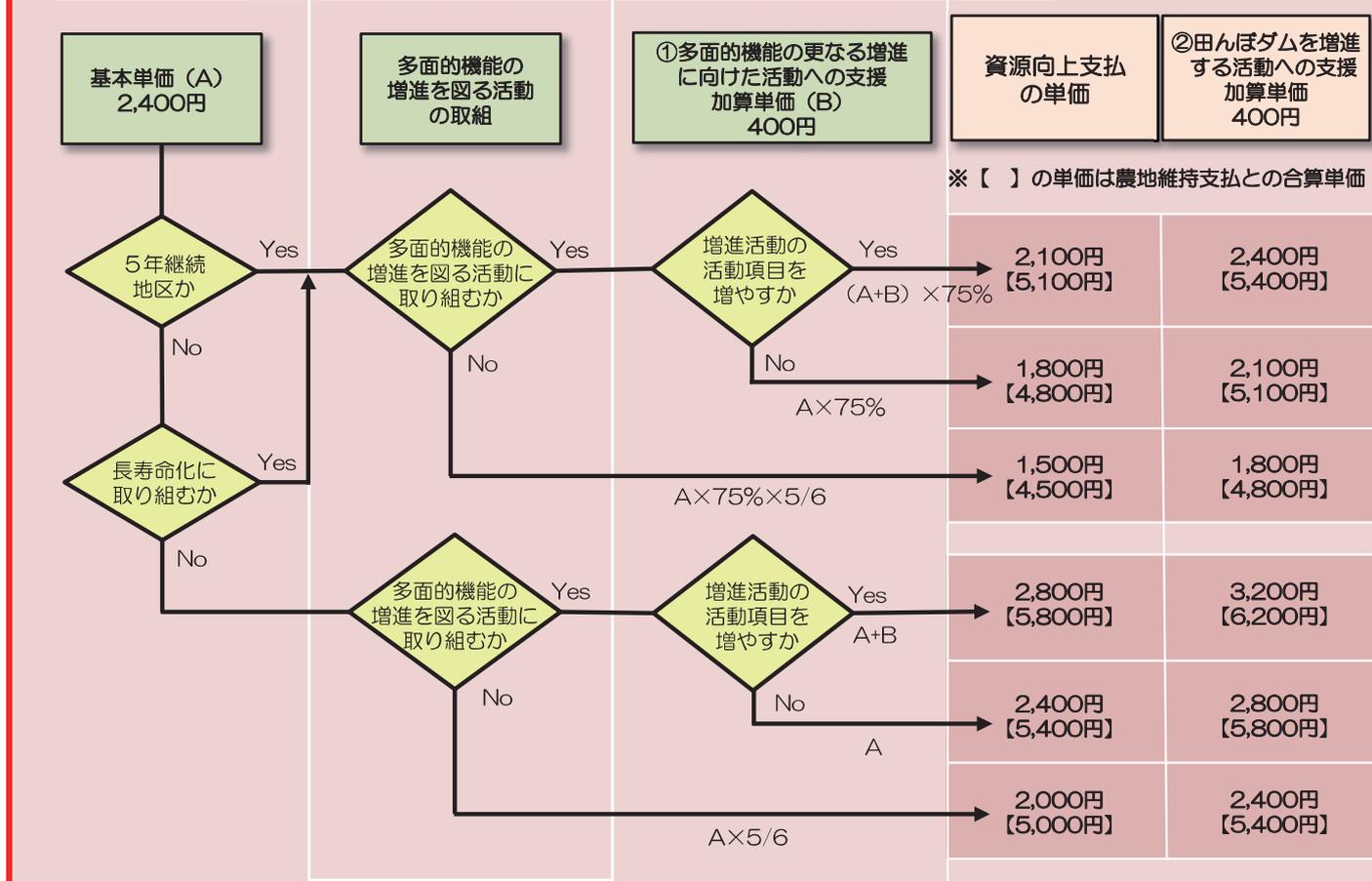
※5：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

※6：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※7：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※8：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー
都府県・田の場合（10a当たりの単価）



加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（増進加算）

多面的機能の増進を図る活動（P33）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

直近の活動計画 活動項目 0 ⇒ 新たな活動計画 活動項目 2以上

直近の活動計画 活動項目 0 ⇒ 新たな活動計画 活動項目 1

直近の活動計画 活動項目 1 ⇒ 新たな活動計画 活動項目 2以上

直近の活動計画 活動項目 2 ⇒ 新たな活動計画 活動項目 3以上 等

加算措置 ②水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援（田んぼダム加算）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例

田んぼダム実施

写真：新潟市

<加算措置の要件>

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと
- ② 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①又は②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

加算措置 ③組織の体制強化への支援（活動支援班加算） **【R7拡充】**

広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合、40万円/組織を支援します。

加算単価

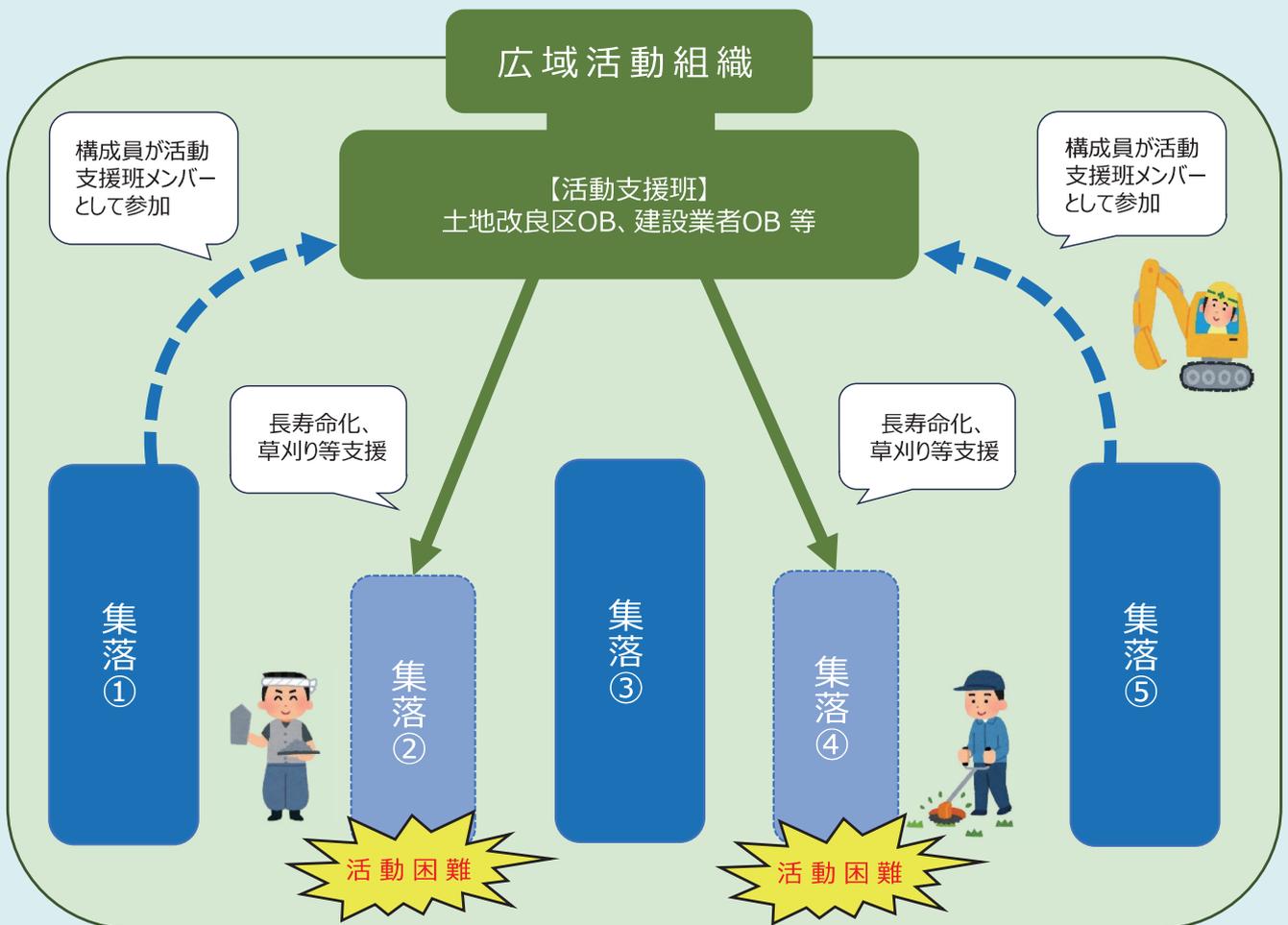
区分	加算単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円/組織

＜加算措置の要件＞

活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を新たに設立し、併せて活動支援班を設置すること

※既に広域活動組織を設置している場合は、本加算の対象外。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となる。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



加算措置 ④環境負荷低減の取組への支援（みどり加算） **【R7拡充】**

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う、以下の対象取組について、実施面積に対し、交付を行います。なお、同一ほ場で複数の取組を実施した場合においても、受けられる加算は1つの取組分のみです。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

区分	加算単価
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等（作溝実施）	4,000
江の設置等（作溝未実施）	3,000

＜対象取組＞

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等※

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

※R7年度から5年間以上実施した地区は、単価に0.75を乗じた額になります。

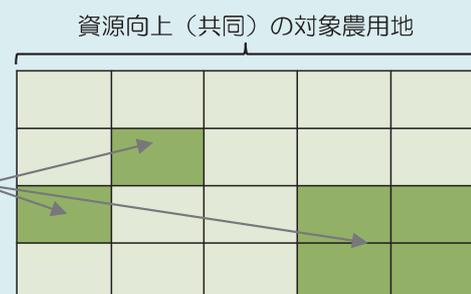
＜加算措置の要件＞

- ① 対象取組について、P40に示す要件を満たすこと（毎年度実施）。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

＜加算対象面積の考え方＞

本加算の実施面積（畦畔及び法面面積を含めない）を加算対象面積（a単位）とします。

加算対象面積 = 本加算の実施面積（畦畔及び法面面積を含めない）



環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動※1、みどり加算共通）

※1 多面的機能の増進を図る活動の

i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

<取組要件>

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：5割低減の取組

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減※1する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【算定の仕方】

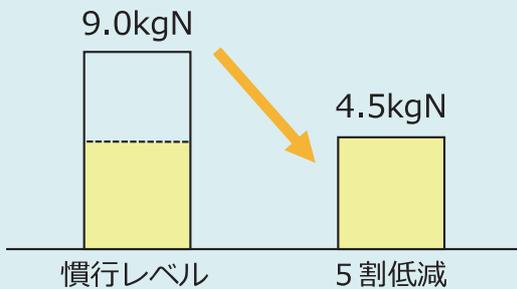
低減割合の比較に用いる慣行レベル※2は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方～

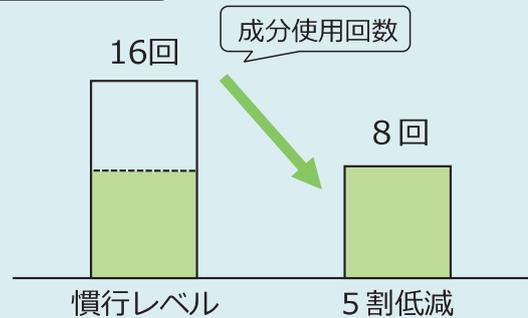
化学肥料



計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg}/10\text{a} \times 15\% = 4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}$
 ↑
 窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分 = 2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分 = 1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分 = 2
除草剤（1成分）	3回×1成分 = 3

成分使用回数合計 **8回**

5割以下になるよう取り組んでください

6 活動の手順（活動組織・広域活動組織向け）

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

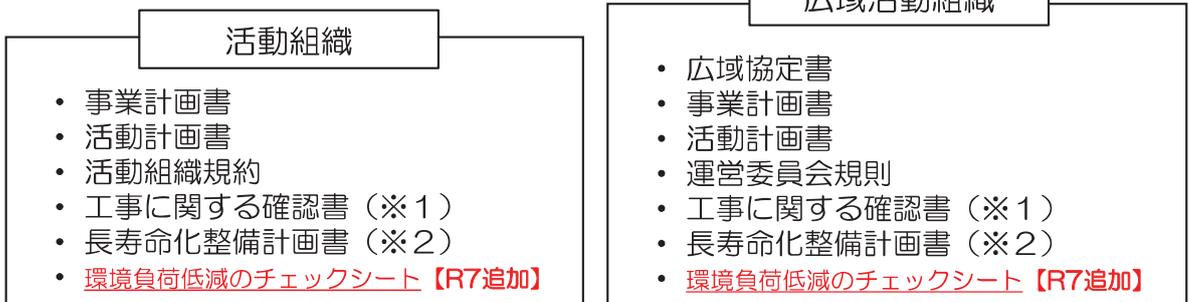
市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。



（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



6 活動の手順（特定事業実施者向け）【R7追加】

R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、みどり加算のみを実施することができます。活動の手順は以下のとおりです。

① 申請主体の確認

R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体（※）であったことをもってみどり加算のみ申請できます。

- ※ ア 農業者の組織する団体…複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織
- イ 一定の条件を満たす農業者…以下のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合
 - ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、みどり加算を実施する農業者
 - ・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

<自治体における確認事項>

生産緑地地区内の農地で実施する場合、都道府県知事が定める要綱基本方針に「都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」として位置付けられている必要があります。また、市町村が作成する促進計画において、実施しようとする農地の存する区域内で本交付金の実施を推進することとされている必要があります。

② 事業計画の作成

みどり加算のみを申請する事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

（事業計画の申請書の提出は6月30日までです。ただし、市町村によって提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。）

申請の際は、以下の書類を提出します。

ア 農業者の組織する団体

- ・事業計画書
- ・活動計画書（みどり加算のみを実施する計画）
- ・団体の規約
- ・環境負荷低減のチェックシート（ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類の提出に代えることができます）
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

イ 一定の条件を満たす農業者

- ・事業計画書
- ・活動計画書（みどり加算のみを実施する計画）
- ・環境負荷低減のチェックシート（ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類の提出に代えることができます）
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録を取りまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、特定事業実施者には市町村から交付されます。



8 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

(1) 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

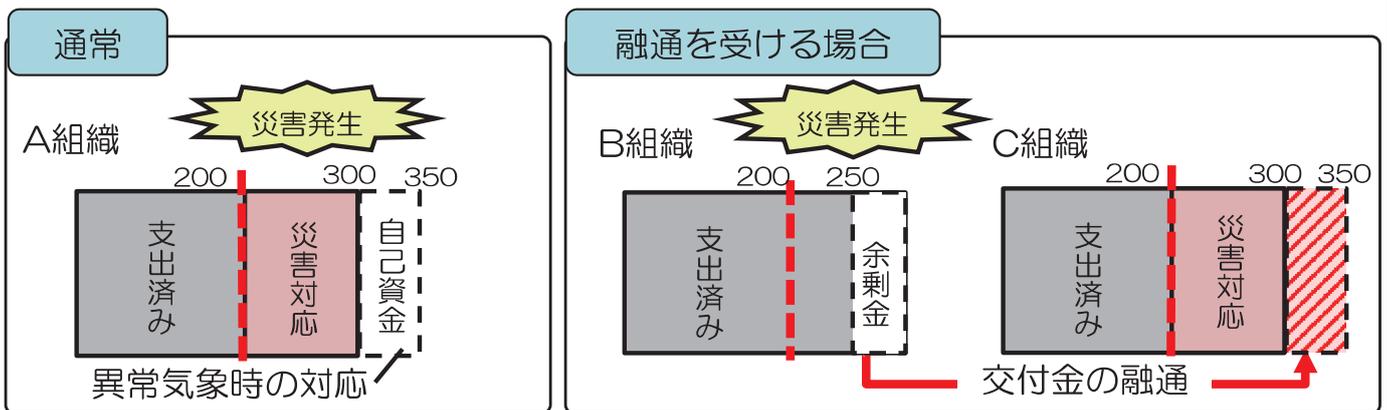
(2) 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持越金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

(3) 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、**特例措置適用実績報告表により事後報告**することで、交付金の返還を免除されます。【R7改正】
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村とご相談ください。

＜年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例＞



多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を設立する場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、J A、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q5) 既に設立された広域組織が活動支援班を設置した場合でも「組織の広域化・体制強化への支援（活動支援班加算）」の支援対象になるのでしょうか。

(A) 既に広域組織を設置している場合は、活動支援班を設置したとしても「組織の広域化・体制強化への支援（活動支援班加算）」の支援対象とはなりません。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となります。

事務負担の軽減について

令和7年度の制度改正に合わせて、以下の事務負担の軽減を図りました。詳しくは「令和7年度改正のポイント」をご覧ください！

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止（入力制限の設定）、備考欄の記入ルールの変更



▲ 令和7年度改正のポイント

オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が不要になるなど、事務の簡素化につながります。詳しくは多面的機能支払交付金HPをご覧ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



▲ 「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金の事務等に携わる新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金利用の手続

(動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること

(動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ

(動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



**いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！**

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>)



SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



活動組織と地域の子も達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。



目標11
住み続けられる地域を作る。

等

例2) 草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保全管理している。

②保全管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。

等

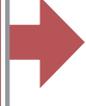
活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

等

複数の目標貢献に期待できます！

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111（内線27-862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3534）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3454）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2654）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2562）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2676）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83348）	沖縄県

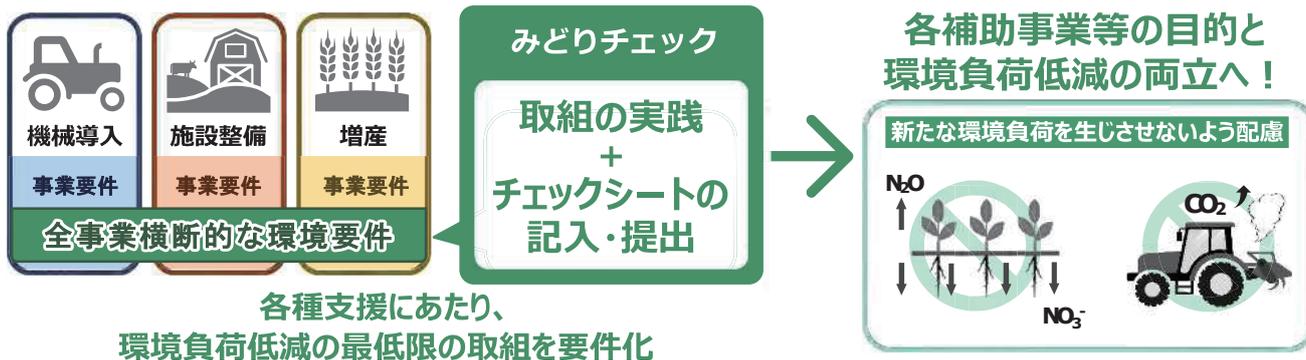
農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

「みどりチェック」に取り組みましょう！

(農林水産省の全補助事業等に対する環境配慮のチェック・要件化について)

「みどりチェック」のねらい

「みどりチェック」は、農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化**するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、**各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立**することを目的としています。



どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？

大規模自然災害の増加

地球温暖化による気候変動

メタン

CO₂

農林水産業には環境によい多面的機能がある一方で、環境に負荷を与えている側面もあります

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、**農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面**もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、**7つの基本的な取組を実践することが重要**です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、**消費者の理解と評価を深める**ことにもつながります。

「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一歩」です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント

<p>✓ 適正な施肥</p> <p>例えば... 肥料のムダをなくす</p>	<p>✓ 適正な防除</p> <p>農薬を正しく使う</p>	<p>✓ エネルギーの節減</p> <p>省エネを行う</p>	<p>✓ 悪臭・害虫の発生防止</p> <p>臭いや害虫の発生源の管理</p>	<p>✓ 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分</p> <p>ゴミ削減 資源の有効活用</p>	<p>✓ 生物多様性への悪影響の防止</p> <p>不必要な防除の削減</p>	<p>✓ 環境関係法令の遵守</p> <p>法律を守る等</p>
--	--------------------------------	---------------------------------	---	---	---	----------------------------------

「みどりチェック」の実施手続き

チェックシートの
記入・提出

チェックシートの例（抜粋）

申請時 (します)	○
報告時 (しました)	

←該当する方に○



適正な施肥	
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討

+

取組内容の確認



申請



取組の実践



報告



確認

- ・ 農林水産省の補助事業等に申請する際に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践してください。
- ・ 取組を実践した上で、事業の報告時にもチェックシートを提出してください。
- ・ 後日、国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により、抽出された者に対して取組内容の確認を行います。

よくあるご質問

Q

「みどりチェック」のチェックシートは、農林水産省の補助事業を活用する場合には、必ずチェックして提出する必要があると聞きましたが、提出しなかったらどうなるのでしょうか？



A

取組の実践とチェックシートの記入・提出は補助金等の受給要件となります。もし、記入・提出しなかった場合には、補助等が受けられなくなるので、必ず実施しましょう。

Q

「みどりチェック」は、難しい内容であり、誰でも簡単には取組めないのではないのでしょうか。また、取り組むことでどのような効果があるのでしょうか？



A

「みどりチェック」は皆さんが意識すれば取り組める内容です。また、「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

詳しく知りたい方はこちら

農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けのチェックシート解説書やQA集等を掲載しています。

→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



農業



畜産業



林業



漁業



食品



民間・自治体

お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎(直通) 03-6744-1865

みどりチェック 手続きの流れ

(農林水産省の全補助事業等に対する環境配慮のチェック・要件化)

～ 令和7年度から、報告時のチェックシート提出と報告内容の確認が始まります！ ～

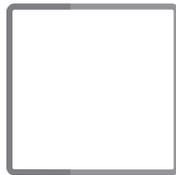
① 申請



申請時
(します)



報告時
(しました)



R 6年度予算～ 試行実施開始

事業申請時に、チェックシートをよく読み、該当するすべての項目の「します」欄にチェックを付けて提出します。*

② 取組の実践



R 6年度予算～ 試行実施開始

事業実施期間中、事業を行う際に、環境負荷低減の取組を実践します。

----- ここまでは実施中！ -----

③ 報告



申請時
(します)



報告時
(しました)



R 7年度予算～ 試行実施開始

事業の完了報告時に、実践した内容を踏まえ、該当するすべての項目の「しました」欄にチェックを付けて提出します。*

④ 確認



R 7年度予算～ 試行実施開始

国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により取組内容を確認します。確認の対象者はチェックシートを提出した方の中から一部を抽出して決まります。

※ チェックシートの様式や提出のタイミングは事業によって異なりますので、必ず各事業の要綱・要領をご確認ください。

よくあるご質問について



「みどりチェック」を実践したことを証明するため、**証拠書類が必要ですか？**

「みどりチェック」の実施状況については、**聞き取り・目視により確認**することとしています。そのため、**証拠書類は必須ではありません**。一方で、取組内容に応じて、可能な場合には**農薬、肥料、電気・燃料の使用記録等**を見せていただきたいと思います。



「みどりチェック」を実践していなかった場合、**どのようなペナルティが課される**のでしょうか。

令和8年度までは試行実施期間ですので、実践されていない場合でもペナルティ措置は行わず、**改善指導**を行います。**令和9年度以降の本格実施**では、複数回にわたる改善指導を行っても改善を見込まれない場合に、ペナルティ措置を実施します。ペナルティ措置の内容は今後検討してまいります。



確認対象者は抽出するとのことですが、**どのくらいの割合で抽出される**のですか？

事業ごとに、チェックシートに取り組んだ人数の**平方根を上限に抽出**することを検討しています。
(例:チェックシートに取り組んだ方が100人→確認対象者10人)



現地に確認に来るとのことですが、**確認には誰が来る**のでしょうか？

確認には、**農林水産省の職員が訪問する**予定です。



～「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一步」です。～

▷ 詳しく知りたい方はこちら

農林水産省HETに、業種ごとのチェックシートの解説書やQA集を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

解説書などはこちらから！



お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎(直通) 03-6744-1865

申請時記入日： 年 月 日
 報告時記入日： 年 月 日

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) チェックシート

組織名： ○●活動組織

(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
① 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦ 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水灌の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理すること で悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づき作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
 注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください、この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
 ※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をい
 ※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

「環境負荷低減の取組への支援」は、みどり加算(通称)のことで、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等の取組のことです。
 「特定事業実施者」は、令和6年度に環境保全型農業直接支払を実施していた農業者団体等のことです。



高めよう 地域協働の力！

改訂版

多面的機能支払交付金

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



1 構成員の合意形成をしっかり行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！



令和5年10月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

秋田県農林水産部農山村振興課

構成員の合意形成をしっかりと行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します (毎年度1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答
話し合い



議決



総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

(2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会(各集落、活動組織、団体の代表者で構成)

・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします。



合意形成の場(会合)を開催します(毎年度1回以上)

※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

決定



合意事項などを議事録(メモ)にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧します。



B 集落

C 組織

左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営

トラブル発生

最悪の場合
交付金の
返還になる
ケースも...

不正や揉めごとの発生など



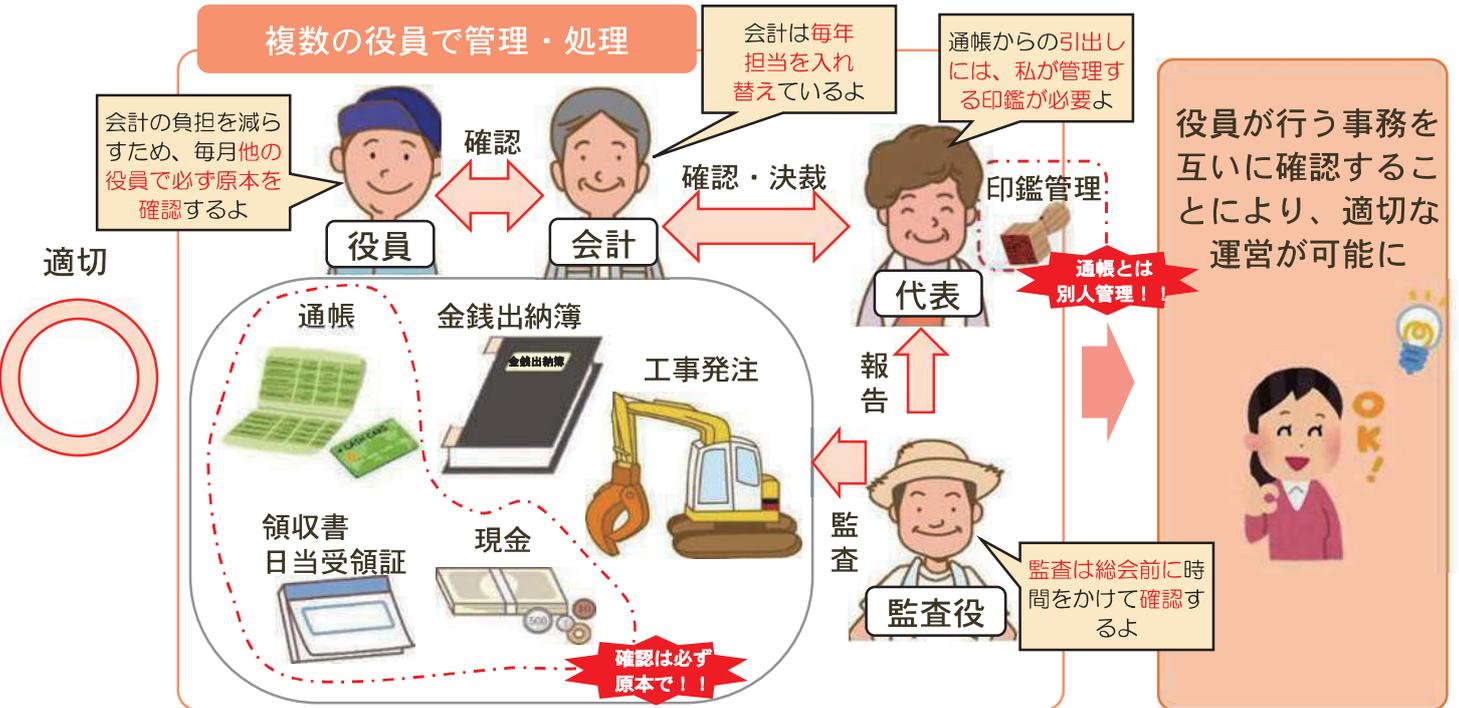
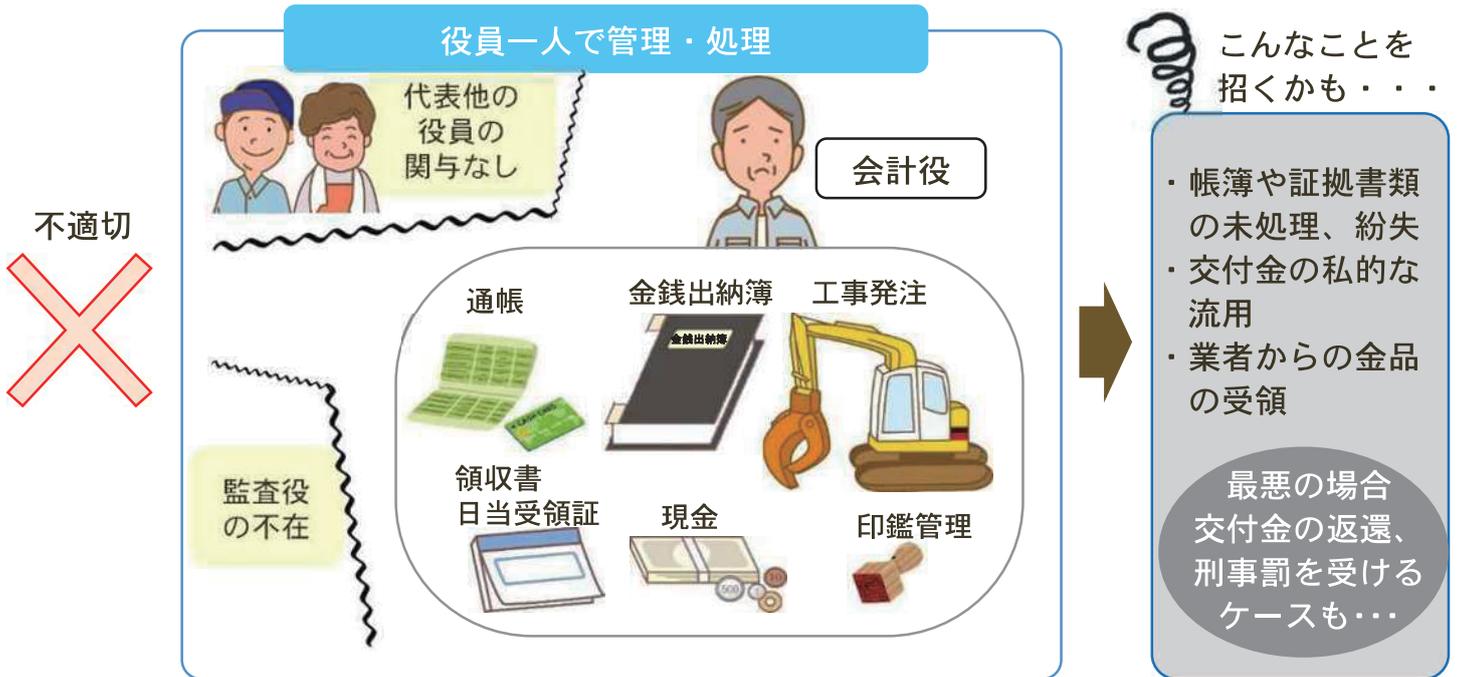
ポイント

2

役員が行う事務はお互いに確認しましょう



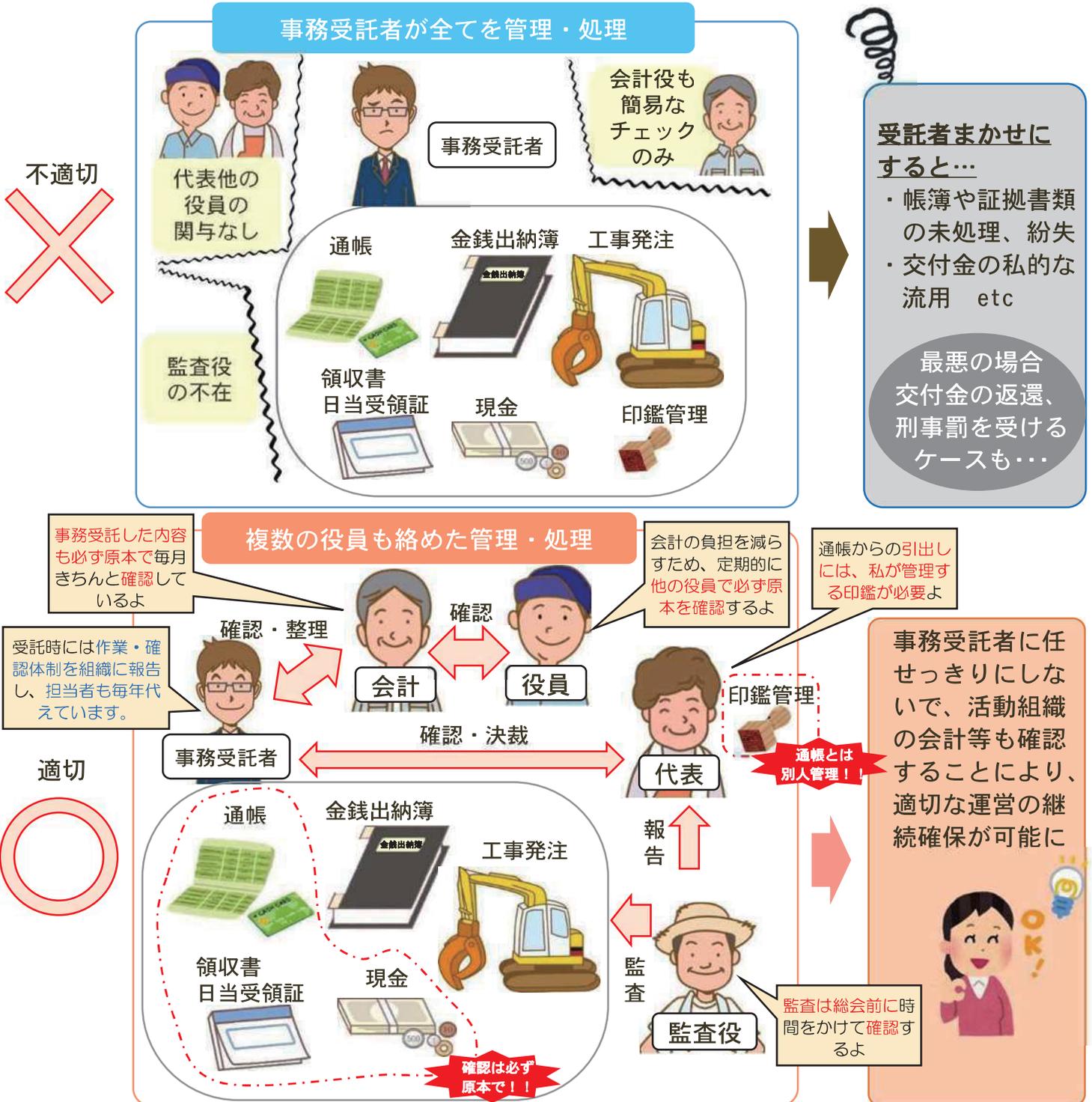
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実にいきましょう。



※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

会計事務を委託している場合

- 事務受託者における作業の役割分担や複数名での確認体制などをチェックし、その内容を明文化しましょう。
- 事務受託者が行った会計事務は、活動組織においても必ず内容を確認し、会計監査も確実にいきましょう。
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などには、活動組織の役員等による確認を組み込む等、事務受託者のみの実施とならないようにしましょう。



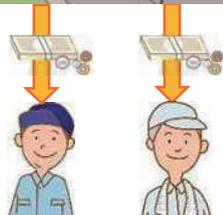
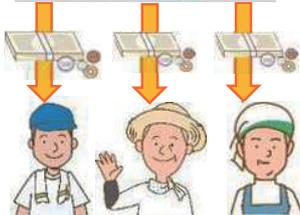
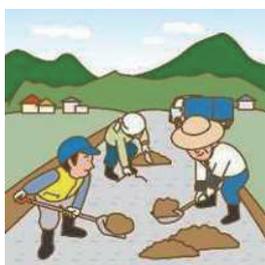
3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう



- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成
(ポイント 1 の場の活用)

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

・日当の目的外使用
・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン※1と受領日を記入してもらい、管理しましょう。※2

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

※1 受領印でも可能ですが、**確かな本人確認としては、サインが有効**です。

※2 事務負担軽減、不正の発生予防として、現金手渡しより**金融機関振込を基本とすることを推奨**しており、その場合、振込受領書によって代えることができます。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表にし、参加者本人からサイン※1を記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※2



▲不適切な処理の実例

○組織を円滑に運営していくために守っていただきたいポイントをきちんと守ることで防ぐことが出来た不適切な実例を以下に示します。

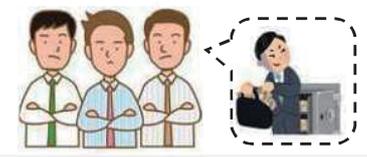
ポイント 1 役員等が行う事務の確認の不備

活動組織で役員報酬を支払おうとしたところ通帳残高が不足し、
疑義が発覚



会計事務を受託した組織では、当該職員一人で通帳・印鑑を管理、同一地区を長年担当、他の者のチェックも行われず、活動組織による確認も十分でなく、横領する機会を与えてしまったことが原因

これまできちんと管理してきているし、誰も確認しないから、少くらい取っても大丈夫だろう。



報告

調査した結果、活動組織から会計事務を委託された組織の職員による横領が判明

指摘

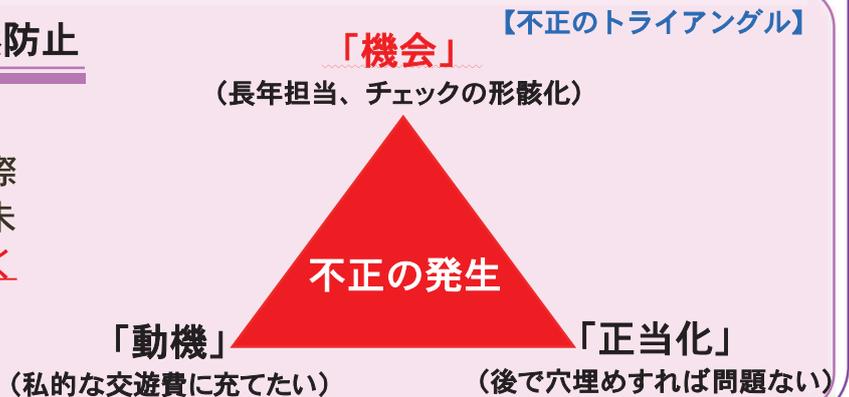
結果

交付金の一部返還 (横領分)



不正の構図とそれを踏まえ未然防止

一般に不正は、「動機」「機会」「正当化」の三要素がそろった際に発生しやすいとされ、不正の未然防止のためには「機会」を無くすことが重要



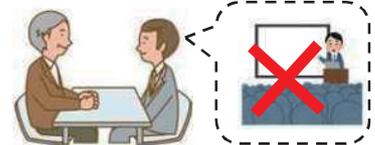
ポイント 2 組織内での合意形成の不備

活動組織の構成員から総会が開催されていない旨の通報



勤め人が多く 構成員を総会に集めることが困難と役員が勝手に判断し必要な総会による合意形成を怠ったことが原因

みんな忙しくて集まらないから、総会をやったことにして、交付金をもらうことにしよう。



通報

調査した結果、総会の開催を装って、合意形成のないまま活動していたことが判明

指摘

結果

交付金の全額返還



役立ち情報① 活動を地域内外の人へ情報発信しましょう



- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを利用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

広報誌・SNS等での情報発信



広報誌、
SNS、
ホームページなど



活動内容の発表会、
イベント開催時の
パネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け
広報誌・地域情報紙
・SNSなど
※自ら情報発信

地域外の幅広い範囲の人向け
市町村・都道府県や国のHP・
メルマガへの投稿など
※あいのりして情報発信

メルマガについてはこちらから
ご覧いただけます。詳細は
各局にお問い合わせください。

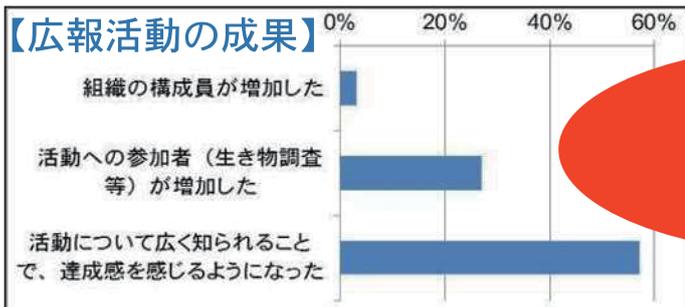


組織構成員

- 活動組織の構成員自身の理解向上
- 地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等



広報活動を行った組織の
約30%の組織で構成員や
活動の参加者が増加!
約57%の組織で達成感を
感じるようになった!

活動に参加してくれる
人が増えたなあ



※資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は「**広報活動・農的関係人口の拡大**」の実施が必須です。

役立ち情報②

農業農村の魅力を学べるマンガと動画を活用しましょう



- 農業農村の大切な役割や魅力について、マンガや動画を通して楽しく学べる教材です。
- 小学校高学年の発展教材や家庭学習教材として、全国の学校や各家庭で今すぐ無料でご利用できます。

動画

「のぞいてみよう！ 田んぼの世界」 (10分)



田んぼの魅力や生き物の生態、田んぼの機能を魅力的に紹介し、これから学ぶ農業の学習の動機づけになる動画教材です。

農業学習の導入や、田植え体験の事前学習などで活用できます。

学習マンガ

「ミーとトラの大冒険 日本の農業と伝統文化」



農業農村の大切な役割や魅力について学べる学習マンガです。小学生(高学年)の学習を補完する家庭学習用教材として活用できます。
※解説資料つき



学習マンガ・動画のどちらも左のQRコードから確認できます!!マンガはダウンロードもできます!!

知ってますか？

エスディーズ

SDGsと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう？

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。

多面ロゴマーク をご活用ください!!

多面的機能支払交付金の活動を広めましょう!

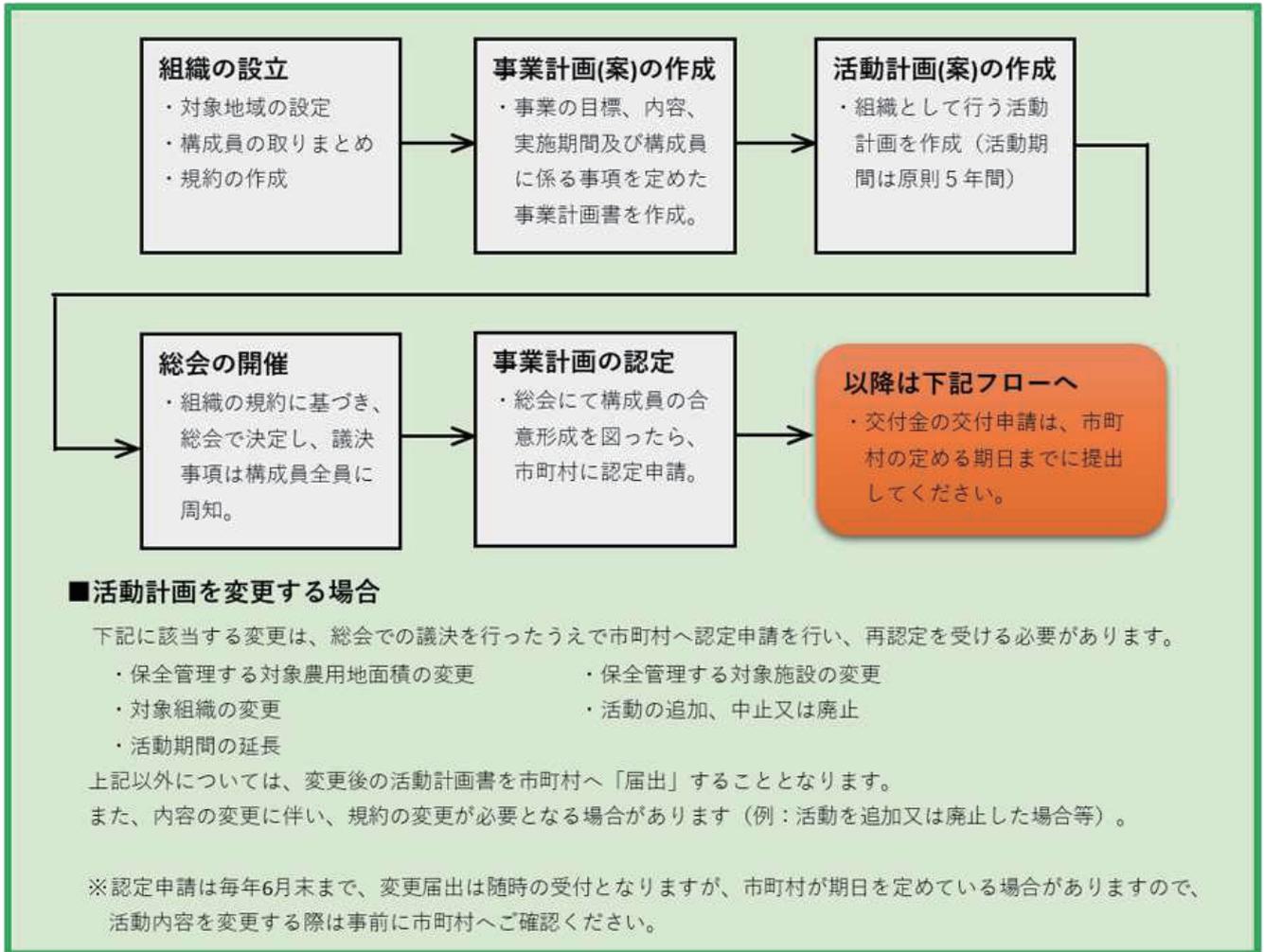
ロゴマークの使用にあたっては、右のQRコードを読み取っていただき、あらかじめ使用方法をご確認ください。



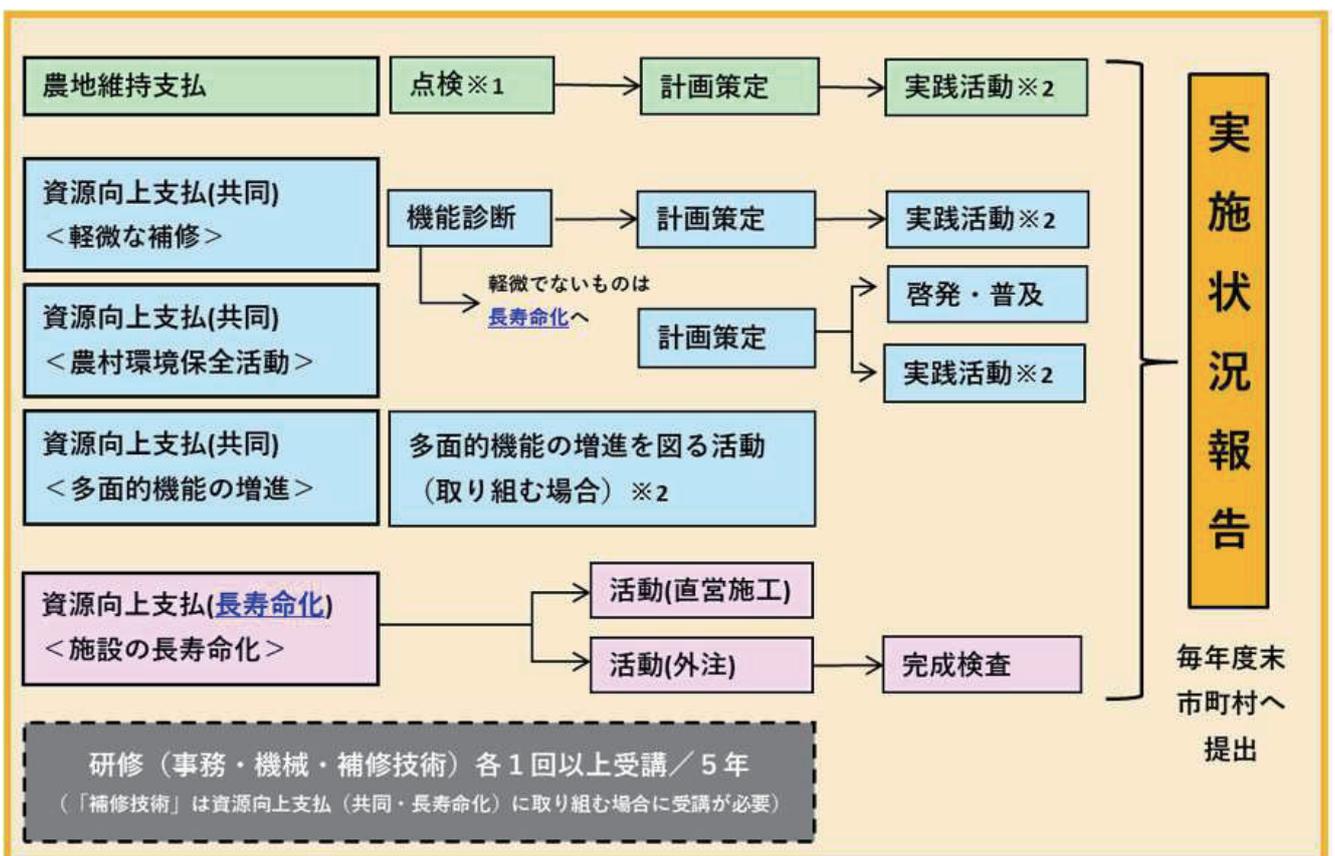
高めよう 地域協働の力!

農地維持支払・資源向上支払(共同・長寿命化)の実施について

1. 組織の設立～市町村の認定を受けるまでの流れ(概要)



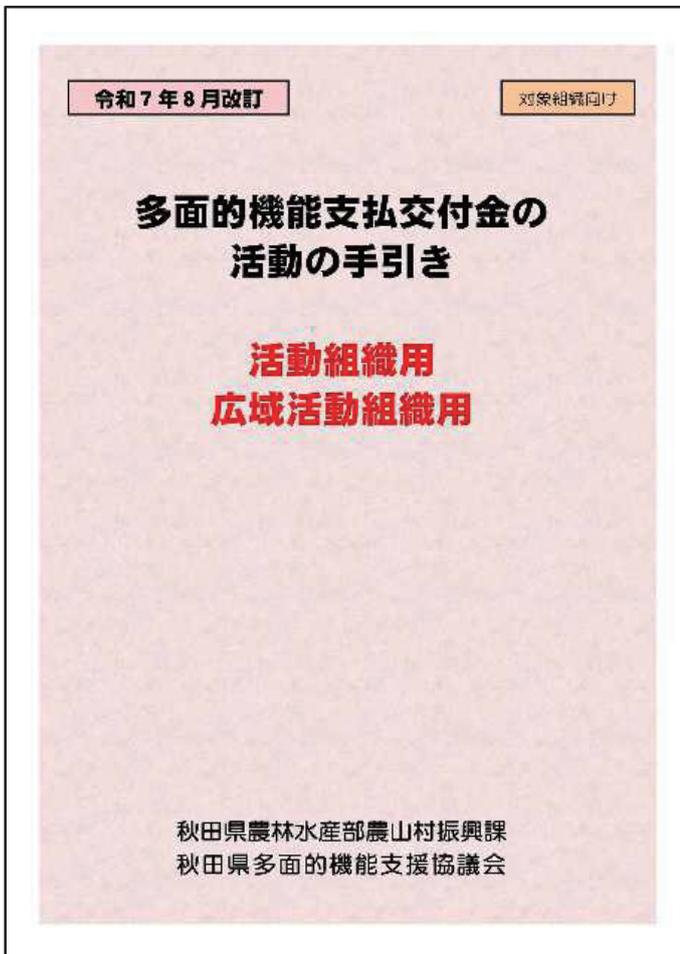
2. 認定を受けてからの活動の流れ(概要)



- ※1 遊休農地発生防止のための保全管理活動を行う必要のある農用地の確認について
 - ・ 市町村担当者が遊休農地調査等を確認し、協定農用地内に遊休農地が存在する場合は、活動期間内に遊休農地が解消されるよう、活動組織と調整を行ってください。
- ※2 実践活動について
 - ・ 計画において位置づけられた活動を、1年間を通して実施します。

交付金	実践活動の内容
農地維持支払	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の基礎的な保全活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象農用地等の草刈り、水路泥上げ。 ・ 異常気象時の対応。 ○地域資源の適切な保全管理のための推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動項目を1つ以上選択し実施。
資源向上支払(共同)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の軽微な補修 ○農村環境保全活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマを1つ以上選択した上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及、実践活動それぞれの活動項目を1つ以上実施。 ○多面的機能の増進を図る活動(任意) <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動項目を1つ以上選択し実施。 ・ 活動に取り組まない場合は単価が5/6になります。
資源向上支払(長寿命化)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、工事1件当たり200万円未満。

〈参考〉多面的機能支払交付金の活動の手引き(令和7年8月改訂)
 活動組織の設立～活動等の詳細については、こちらも参考としてください。



3. 活動に当たっての注意事項等

(1) 総会(運営委員会)について

- ・ 毎年度 1 回以上開催してください。
- ・ 出席者の記録と議事録を作成してください。
- ・ 議事録には規約に定めた総会成立要件（構成員総数、出席者等）を記載してください。
※委任状を求めている場合は、委任状提出者数も記載し、委任状は保管してください。
なお、委任状は一枚で家族分とする場合でも、個別に記載されている人数が有効となります。（「秋田太郎他 2 名」の場合は、1 名のみ有効、全員個別に名前を記載願います。）
- ・ 総会議決事項及び資料は、口頭のみでなく紙媒体等を使用して構成員全員（総会の欠席者含む）へ確実に周知してください。
- ・ 多面的機能支払交付金に係る単価については総会で決定し、単価表（役員報酬含む）は毎年構成員全員に周知してください。
※単価表に記載がないものは原則支出できません。

(2) 経理区分・資金・財産管理について

① 他事業等との経理区分

- ・ 総会資料等は他事業や自治会等と混在させずに作成してください。
- ・ 他事業等の会計と本交付金の会計を併任している等の場合、経理は混在させずに区分してください。

② 銀行口座

- ・ 利息による事務の煩雑を軽減するため、無利息型の口座を使用してください。
- ・ 通帳と印鑑は別々の者が別々の場所に分けて保管してください。
- ・ 通帳と金銭出納簿の額は一致していなければいけません。
※事務指導（注）等で市町村等が通帳を確認します。
（注）事務指導とは、毎年度末に組織から市町村へ実績報告として提出しなければいけない書類（実施状況報告書等）の中間確認で、毎年 11 月～2 月頃に実施されます。

③ 手持ち現金

- ・ 通帳から必要以上の引き出しを行い、手持ち現金での処理は行わないようにしてください。
→ 支払発生時毎に必要な金額を引き出す対応が望ましい。
- ・ 上記が困難な場合は、「手持ち現金用出納簿」を作成し管理してください。
→ 適正に交付金が管理されているとはっきり分かる管理が必要です。

④ 金券の取り扱い

- ・ 切手や図書カードは金券となることから、使用簿を作成し管理してください。
- ・ 図書カードを支給した場合は、本人または保護者からの署名（または受領印）をもらうようお願いします。

⑤ 持越金

- ・ 次年度への持越が認められる交付金は、次年度の交付金が交付されるまでの活動資金及び資源向上（長寿命化）の実施に必要な資金の積立を目的としたものであることに留意してください。
- ・ 農地維持＋資源向上（共同）からの流用により実施する資源向上（長寿命化）活動は、翌年度への持越や積立てはできません。

⑥借入金

- ・借入金に関する証拠書類は整理保管してください。

⑦取得した財産について

- ・取得した財産は台帳を作成し、適切に管理してください。
- ・長寿命化で更新した施設（フリーーム等）は財産管理台帳により管理してください。また
- ・パソコンやデジカメ等は物品台帳により管理してください。なお、様式と記載例は「活動の手引き」に掲載されています。

⑧キャッシュレス決済・ポイントの取扱い

- ・共同活動に必要な資機材の購入等に必要な費用を個人で立て替えて支出する場合、キャッシュレス決済の利用も可能です。
- ・キャッシュレス決済を利用する場合、以下のアからエについて事前に活動組織で合意形成を図り、その内容を記録するとともに、総会等において構成員に周知してください。
 - ア 利用時に発生するポイントの帰属先を定め、合意してください。
 - イ ポイントを個人に帰属することとした場合、一人当たりのキャッシュレス決済年間利用上限額を定め、総会において合意を図ってください。
 - ウ 活動において、やむを得ず高額な立替えをする場合は、現金払いや銀行振込など、ポイントが発生しない他の手段で行うよう努めるようにしてください。
 - エ 利用時に発生したポイントが必要以上に多い場合など、個人に帰属させることが不相当と判断される場合は、ポイントを活動組織の共同活動に要する費用に充てるよう努めてください。
- ・ポイントを共同活動に要する費用に利用した場合、ポイント利用により値引きされた後の現金支払額を金銭出納簿に記録してください。

例) 1,000円分の飲料代を個人で立替え払いを行うにあたり、100ポイントを使用した場合

合計金額	1,000円	
ポイント利用	100ポイント	←ポイント利用分は交付金の精算対象外です。
実支払額	900円	←この金額を支出として金銭出納簿に記録することとなります。

- ・キャッシュレス決済で立て替えを行った際は、証拠書類（立て替えて支出した領収書、立て替えの精算をした領収書等支払を証明する書類）を保管してください。

(3)対象活動等に関する注意事項

①対象農用地の変更

- ・対象農用地が家屋、倉庫、駐車場等農地以外になった場合は、速やかに市町村へ変更の届出を行って下さい。

②河川、国・県・市道、JRなど管理者が決められている施設の活動法面の草刈りについて

- ・原則として管理者が行うのが前提です。ただし、地域の病虫害の発生低減のために必要となる法面の草刈り等の活動については、事前に管理者との協議を実施した上で、共同活動の対象とすることができます。神社、公園についても、農用地等の活動対象農地と一体となって保全されることが多面的機能の維持・発揮に繋がると判断される場合は取り組むことが可能なため、実施前に市町村へ確認してください。
- ・土地改良区が保全管理すると定めている農業水路施設等や、水利施設管理強化事業等など、他の補助金または交付金を受けて保全管理している農業水路施設等については、共同活動に係る経費の交付はできませんので、事前に土地改良区に確認してください。

③災害時の対応について

- ・大雨や洪水等による災害が発生した場合に本制度での応急措置が可能ですが、災害復旧事業を適用する場合がありますので、応急措置の実施前に市町村へ確認してください。

④除排雪について

- ・集落で管理している農道と農業集落道や農業用施設に係る除排雪の活動を行うことは可能ですが、対象となるのは共用部分のみとなります。
- ・当該除排雪を行うための機械の購入費やリース費についても、経済比較を行った上で支出が可能となっています。

⑤資源向上（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」における祭事等について

1) 使途対象にすることが出来る祭事等

- ・「農業」に由来する技術、行事の継承（伝承）を通じた農村コミュニティの強化に資するもの。
- ・祭事等を多面的機能支払交付金で実施することになった経緯が、単に従来の実施（負担）団体から引き継いだものでないもの。
※「祭事の存続が危ぶまれていたが農村文化を伝承したい」「昔実施されていたものが復活することが出来た」等が対象です。

2) 使途対象とすることが出来る費用

- ・祭事等の運営・準備を行った構成員への日当等。
- ・祭事等の運営・準備を行う為の物品・消耗品等の購入費等。
- ・祭事等の運営・準備を行う為の会場の借用料等。
※祭事等に必要のない神社等に関わる物品・消耗品、会場の修繕等は対象外です。

3) 祭事等を使途対象とした場合の説明資料の作成

- ・【別紙1】P74の記載例1、2を参考に、祭事等の目的や多面的機能支払交付金で実施することになった経緯を整理してください。（様式は任意です。）
また、対外的に説明出来るように、作成した資料は日報等と併せて説明資料として保管してください。

⑥水路等の更新について

- ・長寿命化等を活用し水路を更新する際は、水路管理者と協議を行ったうえで実施してください。

⑦啓発・普及活動について

- ・活動内容に対する地域住民等への理解を深めるために、広報誌の作成・配布、公民館等の公共施設への掲示など、周知を行ってください。

⑧役員が行う事務について

- ・金銭の出納、工事発注などについて、複数の役員で内容を確認してください。

(4)日当・旅費・役員報酬について

①日当の決定方法

- ・国・地方・農業者等が同等の役割を分担することと定めている（国：地方：農業者＝1：1：1）ことから、これを念頭に単価の目安を定めることとします。

ただし、（農業委員会等で規定されている作業賃金を参考にする等）これまで地域の実情で実施してきた単価で実施しても差支えありません。

【目安単価の考え方】

- ①労賃の基準単価は「秋田県農林水産部実施単価表（R 7時点）」を採用。
（資源向上活動の長寿命化の地元負担の労働提供における換算単価が実施単価採用）
- ②草刈り、泥上げ、敷き砂利、施設の補修等の重労働作業は普通作業員単価。
- ③会議、研修、上記以外の活動等の軽作業は軽作業員単価。

【目安単価の算定根拠】

普通作業員：22,000円/日、軽作業員：19,400円/日

上記②の時間単価

$$22,000 \times (2 \text{ [国、地方]} / 3 \text{ [国、地方、農業者]}) / 8 \text{ 時間} \\ = 1,833 \text{ 円}$$

上記③の時間単価

$$19,400 \times (2 \text{ [国、地方]} / 3 \text{ [国、地方、農業者]}) / 8 \text{ 時間} \\ = 1,616 \text{ 円}$$

※この単価には、草刈り機、重機等の機械損料及び燃料代は含みません。また、単価を複数設定することを義務づけるものではありません。

- ・重機等の運転に係るものは、地域の建設会社等への参考見積もり等に拠ってください。

②草刈りの日当について

- ・面積割、延長割による草刈りの日当支払については認めていません。あくまで活動への従事時間による日当支払いとしてください。
- ・ただし、畦畔の草刈りを一定期間内で個別に取り組む等の際は、構成員の合意のもとで、農地面積あたりの従事時間を決定し、それに基づき支払うことも可能です。（活動記録、日報の整理は必要）



各所有者がそれぞれで実施する場合、例えば10aあたりの従事時間を決定し、それに単価を乗じて日当を算出する等の日当管理も可能です。
作業環境(傾斜がきつい)等による時間考慮を行う場合は組織内で決定してください。

③旅費等

- ・原則、公共交通機関の実費とする。（グリーン料金は対象外。）なお、公共交通機関によらない場合はその必要性等を整理してください。
- ・先進地研修での県外宿泊費は、当該市町村の旅費規程等を準用してください。また、この場合最小限の人数にとどめてください。

④総会（運営委員会）開催時の経費について

- ・総会（運営委員会）は構成員の意思表示の場であることに鑑み、自発的に出席すべきであることから、交付金からの日当や旅費等の支出は認められません。

⑤役員報酬について

- ・役員に対する報酬を支払う場合には、報酬額を総会に諮り、合意を得てください。また、決定した報酬額は単価表等により、組織内での周知をお願いします（周知不足は構成員からの疑義の発生につながります）。
- ・役員報酬を支払う場合の対象は組織内の合意によるものとしますが、携帯電話等の連絡、短時間の市町村や役員間の調整、移動、その他心理的な負担等に対する費用を想定しています。（同一の活動に対して役員報酬と日当との重複支出はできませんので、役員報酬と日当の対象とする活動内容を明確に分けてください。）

(5)支払いについて

①日当等の支払いについて

- ・すべての作業について、時間給として支払うこととします（事務や会計の実務等を含む）。
- ・活動組織の合意により一定期間内に個々の活動も可能です。ただし、あくまで活動組織で共同活動することとした農用地、施設が対象です。
- ・日当支払いの領収書（参加者名簿等）には受領証明が必要です。可能な限り署名としてください。
※団体への支払を、団体の代表者等へ一括して行う際であっても、受領の証明となるもの（参加者名簿及び署名「または受領印」、活動時間、単価など）が必要となります。

②日当等を振込により支払っている場合の取扱いについて

- ・金融機関の発行した振込証明書は整理保管してください。
- ・振り込んだ構成員の名簿一覧表と金額の内訳を整理してください。

③構成員が立替え払いをした場合について

- ・個人が立て替えて支出した際の領収書及び活動組織が個人に支払った際の領収書を証拠書類として保管してください。

④環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）について（R7 新設）

- ・資源向上（共同）支払の「環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）」の交付分のみ、活動組織内での合意形成を図ったうえで、令和11年までに限り農業者（個人）へ支払うことが可能です。
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、特定事業実施者として多面的機能支払交付金の「みどり加算」のみを実施することができます。

⑤高額※な資材を購入する場合の手続きについて

- ・複数（3者以上）から見積もりを徴収し、経済的なものを選定してください。
※「高額」の判断は、各市町村で定めている金額を判断基準としてください。財産として取り扱われる金額を基準とするのが適切と考えられます。

⑥昼食等の弁当等

- ・弁当の代金は支給対象にできません。

⑦食料品の購入について

- ・アルコール類やつまみ類、お菓子は交付の対象となりません。酒席、宴席の経費も同様です。

⑧活動に必要な消耗品等について

- ・チップソーや長靴、手袋等は交付対象ですが、多面的機能支払交付金以外での活動に使用しないよう管理してください。なお、チップソー等については、組織での取り決めにより、1回当たりの使用料として支払うことも可能です。

⑨講師等への報償について

- ・講師等への報償は謝金としてください。酒類、お菓子等の物品は交付の対象となりません。

(6)その他

①活動に係る保険の加入について

- ・安心して共同活動に取り組むために、必ず傷害保険等へ加入してください。

②作業委託等で外注する場合について

- ・外注する際の工事費は、専門業者からの見積徴収等により算出してください。その際、3者以上から見積を徴収するように努めてください（市町村の財務規則等の規定を参考としてください）。また、3者からの見積もりが難しい場合は、その理由を整理してください。
- ・請書または契約書を必ず取り交わしてください。

③除草剤について

- ・急斜面や草刈機では作業が危険な場所（安全管理上危険な場所）等において、必要に応じて除草剤を使用することは可能です。
 - ※根まで枯らす除草剤については使用しないでください。
 - ※除草剤だけで草刈り作業を行うことはできません。
- ・交付金により除草剤を導入（購入）する場合は、必要量を組織で適切に管理してください。（個人への配布はできません。）
- ・個人作業で除草剤を配布し使用することは、組織で管理が困難であるため交付の対象となりません。

④共同活動の対象活動期間について

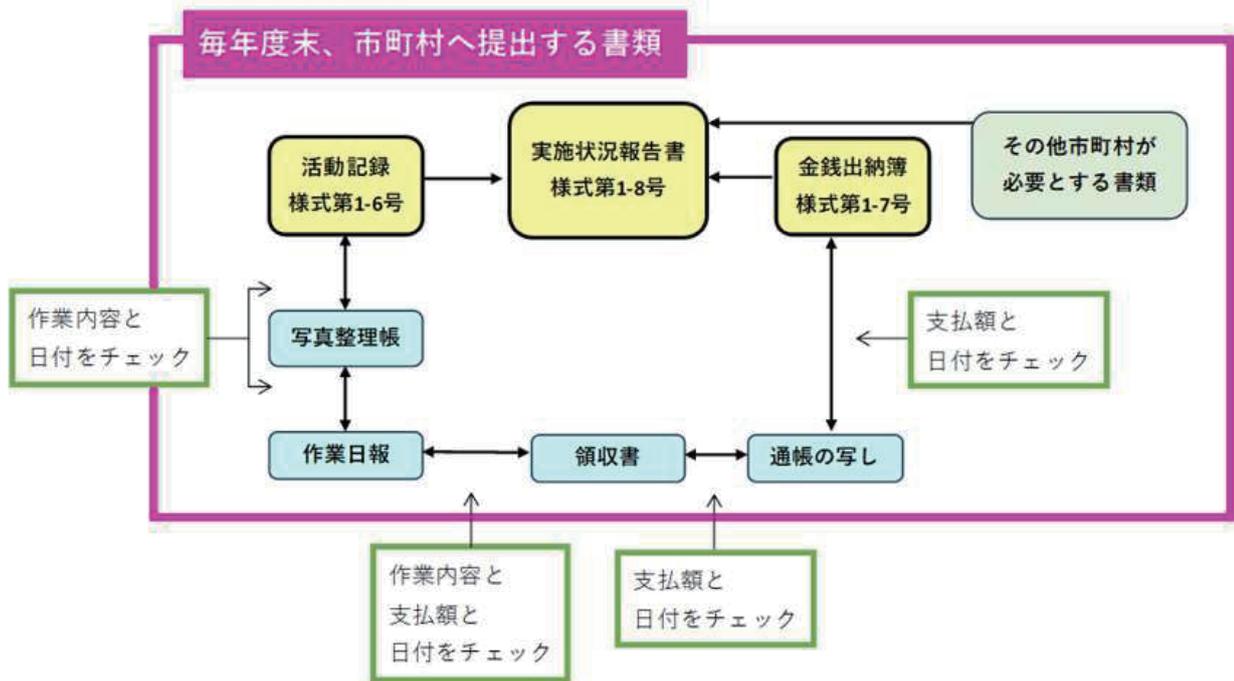
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金については、事業計画が認定された年度の4月1日からの共同活動に充当が可能です。ただし、活動記録、領収書等は保管してください。（多面的機能支払交付金実施要領第1の8）
 - ※組織の設立に係る経費（規約、協定書等の作成に係る事務費等）は交付の対象となりません。

(7)実施状況報告の作成について

- ・実施状況報告書（様式第1-8号）
- ・活動記録（様式第1-6号）
- ・金銭出納簿（様式第1-7号）
- ・写真整理帳
- ・通帳の写し
- ・領収書
- ・作業日報
- ・その他市町村が必要とする書類

上記の提出書類を作成するためには、日常の活動を記録する作業日報の整理が必要です。提出する書類は、下記についてチェックをお願いします。

【活動組織の事務の流れ】



※ 多面的機能支払に関する書類は、5年間保存しなければなりません。提出後も整理・保存を忘れずに行ってください。

〈注意事項〉

①活動の記録表作成（様式第1-6号関連資料）について

- ・ 1点検・24～27 機能診断（活動項目毎に作成）、17～23 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持）、39 生物の生息状況・42 水質モニタリング（資源向上・農村環境保全活動）について、記録表を毎年度作成してください。

※上記以外の活動も必要に応じて適宜記録表等を毎年度作成してください。

②金銭出納簿（様式第1-7号）について

- ・ 農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）は分けて作成してください。
- ・ 活動実施日と活動記録（様式第1-6号）の日付を整合させてください。
- ・ 金銭出納簿に記載されている支払（支出）の領収書はすべて保管してください。
- ・ 1枚の領収書の中で複数の費目に分かれている場合でも領収書と金銭出納簿で整合がとれていれば問題ありません。

③実施状況報告書（様式第1-8号）について

- ・ 計画に位置付けた活動を適切に実施したときは、実施状況報告において「計画」欄、「実施」欄ともに○を記入してください。
- ・ 点検・機能診断、計画策定、実践活動の必須項目（毎年実施しなければならない項目）は、必ず実施してください。
- ・ 「実施」欄が×の場合、要件未達成となりますので注意してください。

④写真整理帳

- ・ 活動項目毎に作業状況が分かるよう、1枚撮影することを原則とします。
- ・ 広域活動組織の場合は、集落ごとに写真整理帳を作成してください。

⑤作業日報

- ・支出の有無にかかわらず、活動した際は作成が必要です。

⑥領収書

- ・宛名は個人名ではなく、組織名としてください（立替え時は留意願います）。
- ・領収書には金銭出納簿に記載する「領収書番号」を記入し、金銭出納簿及び活動記録との関連が分かる整理方法としてください。
- ・レシート（感熱紙）は、日焼け等による印字消失を防ぐため、コピーをとってください（コピーした場合でも原本は必ず保管してください）。

(8)活動の継続に向けた県・支援協議会によるサポートについて

活動組織が、継続した活動に取り組むことができるよう、県及び秋田県多面的機能支援協議会では、市町村等と連携し組織の広域化や外部委託による事務支援を推進していますので、ご相談ください。【別紙2】P75

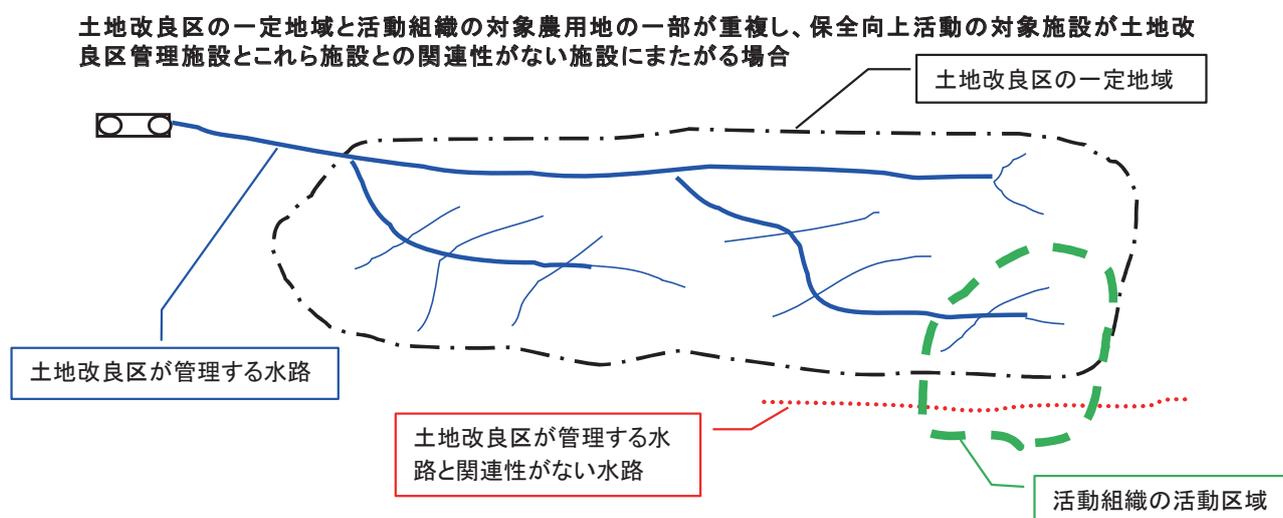
ア 事務の外部委託

- ・事務が困難となっている組織について、土地改良区の一定地域内（※）の組織は土地改良区へ、土地改良区の一定地域外の組織や、一定地域内であっても土地改良区が事務受託困難な場合、コンサルタント等へ外部委託することをサポートします。

※土地改良区の一定地域と活動組織の対象農用地と対象農用地の一部が重複し、保全向上活動の対象施設が土地改良区関連施設と土地改良区非関連施設にまたがる場合の取扱い

定款変更を認可する都道府県（知事）が合理的な説明が可能と判断した場合は、土地改良区が当該活動組織の事務を受託することは可能です。

(参考)



(R3. 5. 11 付け秋田県農林水産部農地整備課土地改良指導班長 事務連絡
「土地改良区と多面的機能支払活動組織との関係について」より抜粋)

イ 組織の広域化

- ・地域の実情等を考慮しながら、集落・土地改良区・水系単位で組織を広域化することで、スケールメリットを生かし事務負担の軽減や交付金の効率的な活用等を図ることができるため、広域化に向けた説明会を開催します。

【別紙1】祭事等についての整理表

～記載例1～

〇〇組織

①

日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
祭事名	〇〇祭り
目的	五穀豊穡を祈願する祭事
支出内容	祭事の運営、準備を行った構成員への日当 祭事の運営・準備を行う為の物品・消耗品等の購入費等 ※購入した物が細かく記載されたレシート必要 祭事の運営・準備を行う為の会場の借用料等。

②

日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
祭事名	〇〇収穫祭
目的	農作物の収穫祭
支出内容	収穫祭の運営、準備を行った構成員への日当 収穫祭の運営・準備を行う為の物品・消耗品等の購入費等 ※購入した物が細かく記載されたレシート必要 収穫祭の運営・準備を行う為の会場の借用料等。

多面的機能支払交付金で実施することになった経緯

農村コミュニティ強化を図る為に、①〇〇祭りと②〇〇収穫祭については、地域で昔から続いている祭事だが、地域住民の人口減少、農業者の減少等により地域で続けていくことが困難な状況になっていた為、地域からの強い要望もありこの事業で引き継いでいくこととなった。

～記載例2～

〇〇組織

①

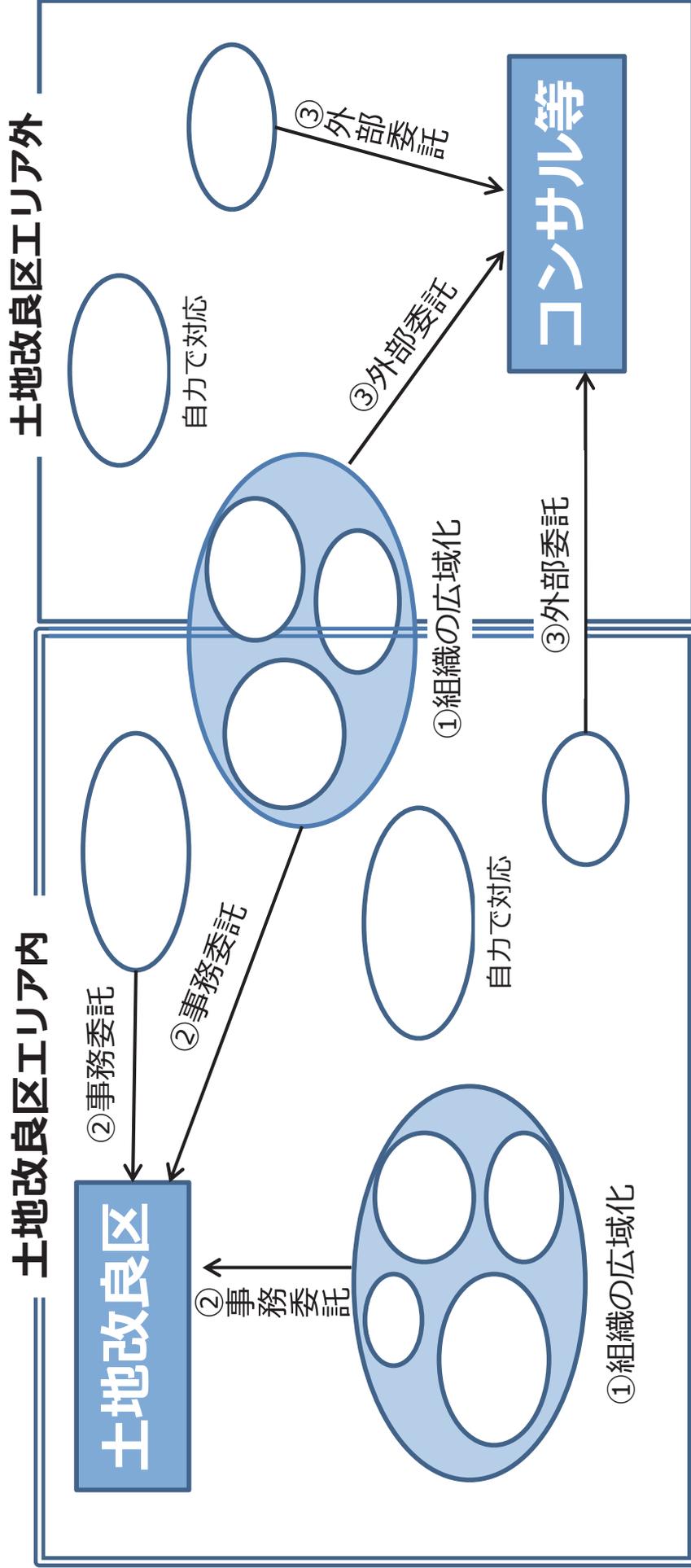
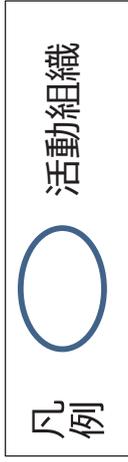
日付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
祭事名	地域の伝統芸能「〇〇田植え」
目的	田植えに関する伝統芸能
支出内容	伝統芸能披露にあたり、スタッフ業務を行った構成員の日当 伝統芸能の練習での講師への日当、参加した子供への図書券購入費 伝統芸能の実施に必要な購入品(手ぬぐい、〇〇等)

多面的機能支払交付金で実施することになった経緯

農村コミュニティ強化を図る為に、①地域の伝統芸能「〇〇田植え」については、〇〇年前から披露されていたが、近年は地域住民の人口減少、農業者の減少等により活動が途絶えていた。しかしながら、地域からの強い要望もありこの事業で復活させることとなった。

【別紙2】

多面的機能支払交付金における事務支援体制



① 組織の広域化
 事務負担の軽減や交付金の効率的な活用等を図るため、地域の実情等を考慮しながら、集落・土地改良区・水系単位での組織の広域化を進める。

② 事務委託
 土地改良区エリア内の活動組織に対しては、これまで通り、土地改良区への事務受託を進める。

③ 外部委託
 土地改良区エリア外や、エリア内であっても土地改良区での事務委託が困難な組織について、土地連等への外部委託を検討する。
 委託項目
 作業日報、支払調書、金銭出納簿、実施状況報告書、写真整理表、活動記録

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 8 日

青森県農林水産部 農村整備課長
岩手県農林水産部 農村建設課総括課長
宮城県農政部 農山漁村なりわい課長
秋田県農林水産部 農山村振興課長
山形県農林水産部 農村計画課長
福島県農林水産部 農村振興課長

殿

東北農政局農村振興部農地整備課長

多面的機能支払に係る安全管理の再徹底について

このことについて、別添のとおり「多面的機能支払に係る安全管理の再徹底について」（令和 7 年 10 月 8 日付け事務連絡農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長）が発出されましたので、お知らせいたします。

また、今年度 10 月 8 日時点で、東北管内では 47 件の事故（草刈り作業による裂傷、転倒及び熱中症等）の報告が寄せられており、7 月以降は、活動中の蜂刺されによる事故が非常に多くなってきております。

今後は、施設の長寿命化のための補修・更新等の活動も実施されることから、重機操作中の接触・巻き込み事故等が懸念されます。

つきましては、活動前に危険箇所の確認やヘルメット、転落防止（命綱等）などの安全装備の着用。また、重機や刈り払い機等の適切な使用及び道路交通法等の法令の遵守。さらには構成員の保険加入の呼び掛けなど、事故防止に細心の注意を払っていただくとともに、より一層安全管理の徹底をしていただきますよう、貴職から関係市町村を通じて、活動組織に対して、指導徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和7年10月8日

各地方農政局農地整備課長 殿
北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

多面的機能支払に係る安全管理の再徹底について

多面的機能支払に係る共同活動中の事故防止に関しては、各地方農政局等の関係機関を通じ、活動組織に対する安全管理の徹底について5月及び7月にお願いしてきたところです。

しかし、7月以降も、水路やため池等における共同活動中の転落等による死亡事故が続いている状況です。

つきましては、活動組織における共同活動の安全管理を徹底するため、管内の都府県、市町村を通じ、活動組織に対して別紙の「共同活動の安全のしおり」を改めて配布しつつ、下記の留意事項について徹底が図られるよう指導をお願いします。

記

- 1 水路やため池の法面、水路内など足場の悪い場所での転倒・転落事故が多発しているため、事前に活動場所の危険箇所の把握を行い、活動参加者に危険箇所と注意事項の説明を行うこと。また、作業中はヘルメットを着用した上で、作業を行うこと。
- 2 草刈機の使用に伴う事故が多発しているため、以下に留意すること。
 - ア 草刈範囲に石や木片、金属片等の異物がないかの確認を行い、作業前に取り除いておくこと。
 - イ 刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際には、必ずエンジンを切った上で、除去等を行うこと。
 - ウ 作業場所を移動する際は、近傍でも必ずエンジンを切ること。
 - エ ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用すること。
 - オ 飛び石等により自動車の窓ガラス等が損傷する物損事故が多く発生しているため、作業場所の周囲には十分注意して作業を行うこと。
- 3 作業は必ず複数名で行うこととし、単独で作業する者が生じないように、声かけをしながら作業を行うこと。

- 4 例年、活動中の蜂刺されの事故が発生しているため、下見の際に蜂の巣の有無について確認し、巣がある場合は、巣からの距離を十分に確保して作業を行うこと。
- 5 シートベルト未装着で運転することや軽トラックの荷台に人が乗ったまま運転することがないように、道路交通法等の法令を遵守すること。
- 6 共同活動を行う際には、保険に加入すること（保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象）。



高めよう 地域協働の力!

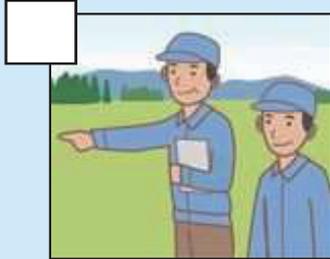
別紙1

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

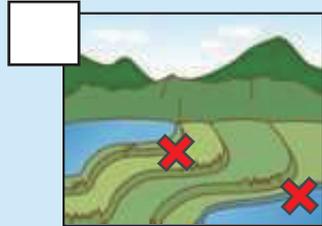
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前
チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



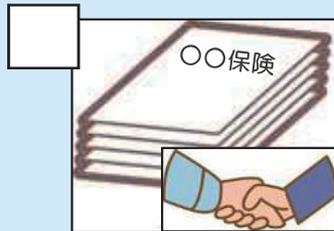
危険な箇所については、
テープ等で印を付れたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。

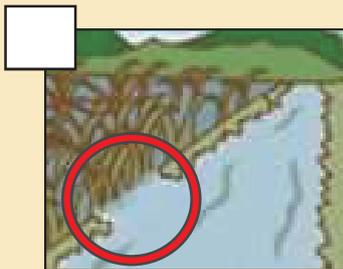


参加者は全員保険に入り
ましたか。

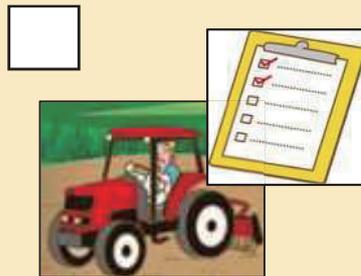


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日
チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

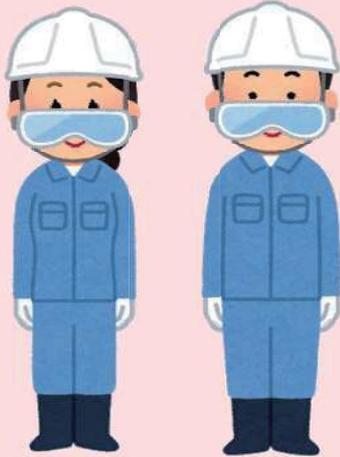
- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>



ヘルメットは被りましたか？

長袖、長ズボンは着用しましたか？

手袋、長靴等は着用しましたか？

防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

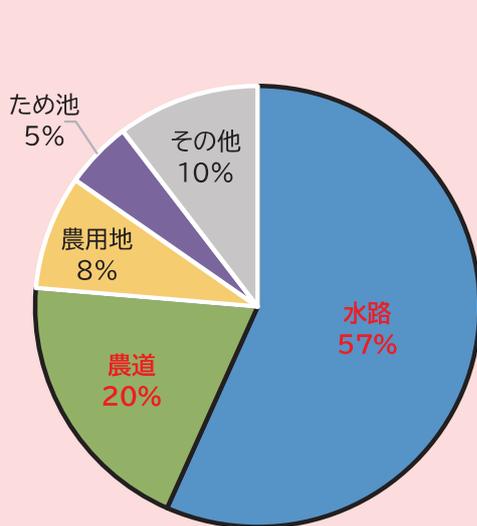
- **熱中症**には十分注意しましょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良くなる場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



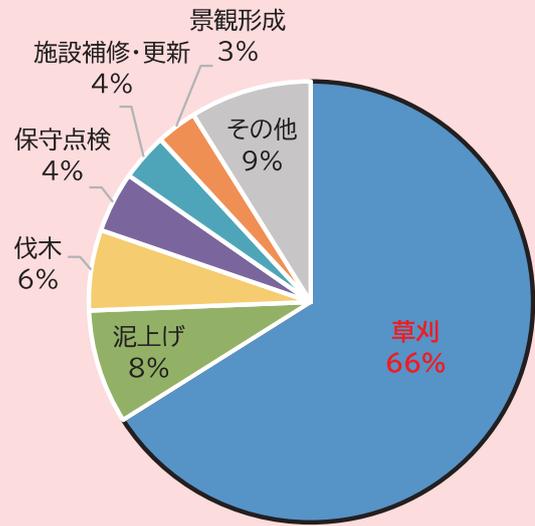
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（令和6年度の発生状況）

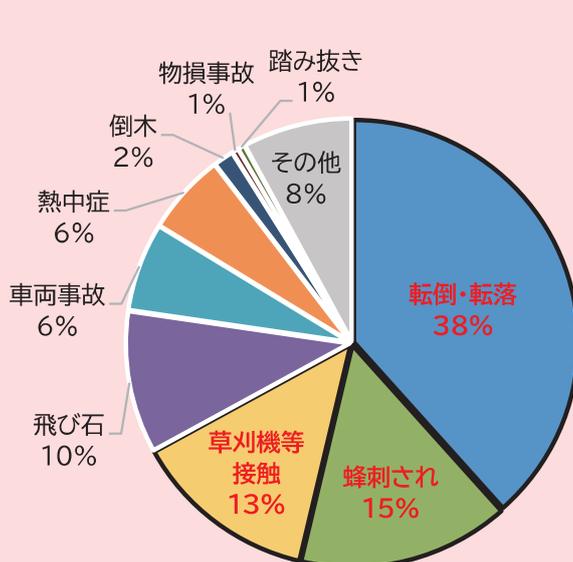
- ・ 交付金における共同活動においては、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月末まで）に**203件**の事故が報告されています。
- ・ 事故の発生場所としては、**水路**（57%）が最も多く、**農道**（20%）が次いで多くなっており、この2つの場所で全体の約8割を占めています。
- ・ 事故が発生した活動としては、**草刈**（66%）が極めて多く、約7割を占めています。
- ・ 事故原因としては、**転倒・転落**（38%）が最も多く、**蜂刺され**（15%）、**草刈機等接触**（13%）の順に多くなっており、この3つの原因で全体の約3分の2を占めています。
- ・ 事故による怪我等の状況としては、**骨折**（32%）が最も多く、**創傷**（18%）、**蜂刺され**（15%）、**物損**（14%）の順に多くなっている。



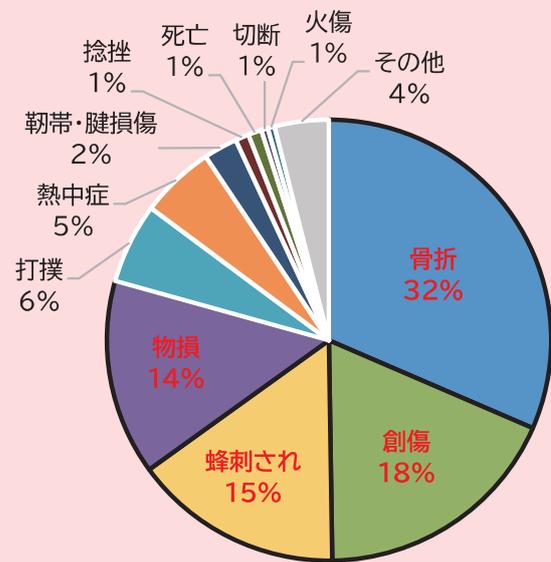
【事故の発生場所の内訳】



【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】

■ 事故の例



(水路の草刈り)

- ・ **活動項目**：水路の草刈り
- ・ **作業内容**：水路周りの草刈り作業
- ・ **事故概要**：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・ **被災状況**：骨折（左足）
- ・ **発生原因**：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・ **活動項目**：農道・水路の草刈り
- ・ **作業内容**：農道・水路の草刈り作業
- ・ **事故概要**：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・ **被災状況**：指の屈筋腱損傷
- ・ **発生原因**：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・ **活動項目**：ため池の草刈り
- ・ **作業内容**：ため池の草刈り作業
- ・ **事故概要**：複数名でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・ **被災状況**：両名とも死亡
- ・ **発生原因**：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・ **活動項目**：ため池の草刈り
- ・ **作業内容**：堤体の草刈り作業
- ・ **事故概要**：トラクターで堤体天端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・ **被災状況**：死亡
- ・ **発生原因**：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。
熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です!!

* 農作業中の熱中症 *

- 毎年、約**30名**の方が農作業中の熱中症により**死亡**
- 死亡事故の約**85%**が**7~8月**に発生している一方で3~6月にも発生



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



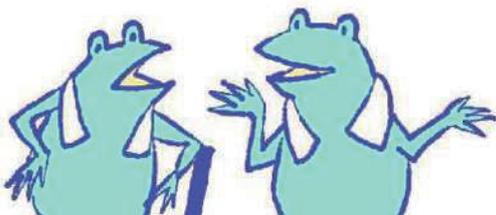
こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう!!



もっと
知りたい!!

熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際
のリスクを回避したいときに
活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩
の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症警戒アラートと MAFFアプリの連携 *

熱中症警戒アラートとは？

熱中症の危険性が極めて高くなると予測
された際に発表される注意喚起情報



STEP 1 MAFFアプリの入手



Android



iOS

STEP 2 地域の設定



マイページ
> プロフィール設定

STEP 3 PUSH通知ON



スマートフォン側の
通知設定も確認

STEP 4 通知が届く



登録した都道府県に
アラートが発生され
ると通知が届く

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

- 汗をかかない、体が熱い
- めまい、吐き気、頭痛
- 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- 涼しい環境へ避難
- 衣服をゆるめ体を冷やす
- 水分・塩分を補給



03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!

令和〇年〇月〇日

事 故 報 告 書

東北農政局農村振興部農地整備課長 殿

〇〇県〇〇部〇〇課長

県内の〇〇市の多面的機能支払交付金対象組織において事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 組 織 名 〇〇活動組織(活動期間:令和〇〇年～令和〇〇年)
- 2 組織所在地 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇
- 3 対象施設 水路
- 4 活動内容 草刈り
- 5 被災者 〇〇 〇〇 (性別 〇) 〇〇歳 構成員
- 6 被災場所 〇〇県〇〇市〇〇字〇〇(活動区域内)
- 7 被災日時 令和〇年〇月〇日(〇曜日) 午前〇時〇〇分 頃
- 8 保険加入 有
- 9 事故の状況

- ・水路の草刈り作業時、誤って側溝に転落し、右足じん帯を損傷した。
- ・事故後、自家用車で病院に向かい診断を受け、全治1か月の診断。
- ・治療は組織が加入している保険で対応。

(※被災要因、受傷部位、受傷程度、入院・通院の別、全治期間がわかるように記載)

10 事故後の措置状況等

- 【救急車要請】 無
- 【警察署】 届出無
- 【請負者】 無
- 【マスコミ取材、新聞掲載、テレビ報道等】 無

11 事故後の対応等

【事故の発生要因】

- ・事前の作業場所の危険箇所の確認及び作業時の周囲の状況確認を行わずに作業を行ったため。

【事故後の組織の対応】

- ・責任者は事前に作業場所の下見を行い作業環境の確認を行い作業者に周知する。
- ・作業者は周囲の状況を十分に確認しながら作業を行う。

【事故後の県（又は推進組織）及び市町村の対応】

（市の対応）

本事故の発生を受け、市内全組織に対し、以下内容の注意喚起文書を発出。

- ・〇〇すること。
- ・〇〇すること。

（県の対応）

- ・本事故の発生を受け、令和〇年〇月〇日付け事務連絡により、市町村を通じて活動組織に注意喚起を行った。
- ・今後も活動組織向けの会議等の場を活用して注意喚起を行う予定。

12 その他

- ・〇〇〇。（必要に応じて記載）

令和6年度 秋田県内の事故状況について（多面的機能支払交付金）

No.	事故発生日	事故報告日	年齢	活動	負傷の程度	事故内容	保険加入
1	R6.5.2	R6.5.2	70代	農地維持 水路草刈り・泥上げ	肋骨骨折	草刈り作業中に法面を下りる際、柵に肋骨を強打した。	済
2	R6.5.25	R6.6.10	82	農地維持 水路草刈り	マムシ咬傷	草刈り作業の休憩中にマムシに咬まれた。	済
3	R6.5.31	R6.6.5	62	農地維持 水路草刈り	脛裂傷 全治2週間	草刈り作業中に足を滑らせ集水鉢に転落し、脛を強打した。	済
4	R6.6.2	R6.6.25	55	農地維持 水路草刈り	右腕打撲	草刈り作業中に足を滑らせ右腕を強打した。	済
5	R6.6.9	R6.6.10	64、70	農地維持 水路草刈り	肋骨骨折、両腕骨折、 顎骨折、脱臼、顔面裂傷	活動区域内を2名がそれぞれ車で移動していた際、両者が互いに衝突し、両者とも道路法面下へ転落した。	済
6	R6.6.16	R6.6.27	70代	農地維持 水路草刈り	右足骨折 全治3週間	草刈り作業中に草に覆われていた側溝に気づかず落下した。	済
7	R6.6.30	R6.7.1	83	農地維持 水路草刈り	尾てい骨骨折 全治4週間	草刈り作業中に足を踏み外し排水路に転落した。	済
8	R6.7.1	R6.7.1	79	農地維持 水路草刈り	手指粉砕骨折 入院2週間	草刈り作業中に他構成員の刈払機の刃が被災者に接触した。	済
9	R6.7.15	R6.7.16	73	資源向上（共同） 増進活動	右足関節解放骨折 入院4週間	草刈り作業中に蜂を避けようとしたところ、足にツルが絡まって転倒し、後方で草刈りしていた構成員の刈払機に接触した。	済
10	R6.7.21	R6.7.31	69	農地維持 水路草刈り	蜂刺傷	草刈り作業中に藪の中から出てきた蜂に背中を刺された。	済
11	R6.7.27	R6.8.1	76	農地維持 水路草刈り	蜂刺傷	草刈り作業中に蜂に刺された。	済
12	R6.8.4	R6.8.22	65、73	資源向上（共同） 植栽	蜂刺傷	除草作業中に側溝内から出てきた蜂に刺された。	済
13	R6.10.22	R6.10.23	48	農地維持 水路泥上げ	左足甲骨折 入院1週間	泥上げ準備のためバックホウのアタッチメント交換を行っていたところ、アタッチメントが足へ落下した。	済

